

## タイ税関の役割（2004年度版）

## はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標権・意匠権・特許権等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「各国産業財産権情報収集等事業」を実施しております。平成 15 年度は、中国、韓国、タイ、ベトナムなどにおいて、知的財産保護に関する情報収集・提供、セミナー開催、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「タイ税関の役割」を作成しましたのでお届けします。また、日本貿易振興機構ホームページ (<http://www.jetro.go.jp>) においても同情報をご覧頂くことが可能です。本事業および本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2004 年 3 月

日本貿易振興機構 経済分析部

## 目次

### はじめに

第1章：タイの知的財産関係法規及び TRIPS 協定	1
1．タイにおける知的財産権の概要	1
2．税関についての TRIPS 協定関連条項	2
3．税関に関連するタイ知的財産関連法規	4
4．輸出入地点の知的財産権保護に関する TRIPS 協定とタイ関連法規との比較	9
5．不正商標商品及び著作権侵害物品の定義	17
第2章：タイ税関における知的財産権の保護	18
1．タイ税関における知的財産権の水際取締り	18
1.1 申し立て	18
1.2 担保又は同等の保証	18
1.3 通関停止の通知	19
1.4 通関停止の期間	19
1.5 物品の輸入者及び所有者に対する賠償	19
1.6 検査権利及び情報	19
1.7 押収した貨物の破壊	20
2．商標侵害貨物に関連する手続き	20
2.1 タイにおける商標登録	21
2.2 海外における商標登録	21
2.3 著名商標	22
2.4 侵害の決定	22
・税関における商標保護の手続きフローチャート	24
3．著作権侵害物品の手続き	25
・税関における著作権貨物保護の手続きフローチャート	27
第3章：タイ税関組織及び違法品の差し止めについて	28
1．タイ税関の紹介	28
1.1 バンコク港税関局	28
1.2 バンコク税関局	28
1.3 バンコク国際空港税関局	29
1.4 レムチャバン港税関局	29
1.5 地方の税関局	29
・捜査及び鎮圧局	31

2 . 知的財産権侵害貨物の押収の例	32
3 . 水際対策に関連するタイ税関の実務	35
3.1 商標権の行使に関する関連法規	35
3.2 著作権の行使に関する関連法規	35
3.3 通関手続き	35
3.4 知的財産権保護	35
3.5 税関で押収された違反件数	36
3.6 水際税関の一般情報	37
(A) バンコク港税関局	38
(B) バンコク国際空港税関局	38
(C) メーサーイ税関	39
(D) ノーンカーイ税関	42
(E) アランヤプラテート税関	45
4 . 知的財産権保護に関する政府の方針	48
1. コンパクトディスク製造機械の輸入に関する管理方法	49
2. コンパクトディスクの製造管理方法	49
3. コンパクトディスクの販売管理方法	50
4. 褒賞金及び恩典についての方法	50
5. 押収の方法	51
・ 観察地域	52
【付録】	53
1 . タイの税関の概要	54
(1) 歴史的背景	54
(2) 構想と使命	54
(3) 機能と義務	54
(4) タイ税関局の組織的構造	56
(5) 収入徴収	64
(6) 場所及び連絡先	65
2 . 輸入/輸出手続	71
(1) 書類作成	71
(2) 輸入通関手続	71
(3) 輸出通関手続	73
(4) マニュアル形式による輸出入手続きフローチャート	75
(5) EDI マニュアルによる輸出入手続きフローチャート	76
3 . 統計：知的財産権侵害関連	77

(一般的な輸出入及び密輸・脱税に関する統計)	
統計 1 : 各国別輸出入額トップ 10 (2003 年 12 月) .....	78
統計 2 : 重要国における国際貿易額 (2003 年 12 月) .....	79
統計 3 : 2002 年と 2003 年の密輸入及び脱税による押収額の比較 (2003 年 12 月) ....	80
(知的財産権侵害関連の統計)	
統計 4 : 1998 年から 2003 年までの会計年度における娯楽用機械の密輸入及び 脱税による押収件数 .....	81
統計 5 : 1998 年から 203 年度までの会計年度における CD の密輸入及び脱税に よる押収件数 .....	82
統計 6 : 知的財産権侵害品の押収件数 (著作権、商標、特許、カセットビジネ ス及びテレビ機器管理法) .....	83
統計 7 : 1998 年から 2002 年までの知的財産及び国際貿易裁判所における知的 財産権訴訟件数 .....	84
4 . フォーム (非公式使用) .....	85
Form 1 : 商標保護申請書フォーム (タイ王国への輸出入品に関する商務省告 示/1987 年 (仏暦 2530 年)) .....	86
Form 2 : 商標検査申請書フォーム .....	88
Form 3 : 著作権侵害貨物の差し止め申請書フォーム .....	89
Form 4 : 保証責任引き受け書 .....	90
5 . 知的財産権の行使に関わる法規 .....	91
法規 1 : タイ王国への輸出入に関わる商務省告示 1987 年 (仏暦 2530 年) .....	92
法規 2 : タイ王国への輸出入に関する商務省告示 (第 94 集)1993 年 (仏暦 2536 年) ..	93
法規 3 : タイ王国への輸出入に関する商務省告示 (第 95 集)1993 年 (仏暦 2536 年) .	94
法規 4 : タイ王国への輸出入に関する商務省告示 (第 96 集)1993 年 (仏暦 2536 年) ..	96
法規 5 : 税関局法 1939 年 (仏暦 2482 年)(第 19 条の 2) .....	97
法規 6 : 税関局一般指導第 2 号/1988 年 (仏暦 2531 年) (議題 : 追加税関 規則 1987 年第 20 章第 23 条第 1 項) .....	98
法規 7 : 税関局一般指導第 2 号/1993 年 (仏暦 2536 年) (議題 : 他人の 著作権を侵害している貨物についての実施規則) .....	99
法規 8 : 税関局告示第 28 号/1993 年 (仏暦 2536 年) (議題 : 他人の著作 権を侵害している貨物についての実施規則) .....	100
法規 9 : (10)偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関す る商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年) .....	102
法規 10 : 商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する 商標登録官告示 1987 年 (仏暦 2530 年) .....	103
法規 11 : 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令 (第 1 集) 1993 年 (仏暦 2536 年) .....	105
法規 12 : 著作権の侵害に使用されうる機器のタイ国への輸入許可に関わる	

商務省規則（第一部）1993年（仏暦2536年）	107
6. 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続き	109
第51条 税関当局による物品の解放の停止	109
第52条 申し立て	109
第53条 担保又は同等の保証	110
第54条 物品の解放の停止の通知	110
第55条 物品の解放の停止の期間	110
第56条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償	110
第57条 点検及び情報に関する権利	111
第58条 職権による行為	111
第59条 救済措置	111
第60条 少量の輸入	111
7. 覚書	112
覚書1：知的財産を侵害する輸入及び輸出貨物の共同保護活動に関する覚書	113
覚書2：知的財産侵害品販売の共同予防活動に関する覚書	115
覚書3：関連政府組織における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書	118
覚書4：政府組織7機関における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書	121

索引

## 第 1 章：タイの知的財産関連法規及び TRIPS 協定

### 1. タイにおける知的財産権の概要

1986 年に始まったウルグアイラウンドは、7 年半の期間の交渉後 1994 年においてモロッコのマラケッシュで、世界貿易機関（以降“WTO”協定と記載）を設立するマラケッシュ協定及びウルグアイラウンドの成果を集結した最終書類を採択した。

WTO 協定は、知的財産権の保護を促進し並びに知的財産権の行使のための措置及び手続きを確保し、ビジネス上の障害を起こさないようにするための知的財産権に関する国際的ルールを明記した知的所有権の貿易関連の側面に関する原則、規則及び規律（以降“TRIPS 協定”と記載）を定めた。

タイは 1995 年以来 WTO 協定の一員として TRIPS 協定の実施のための法改正を行ってきた。今までにおいて、特許、商標、著作権、集積回路配置、地理的表示、種苗及び営業秘密といった知的財産関連事案は以下の法律により保護されている。

特許法（第 3 版）1999 年（仏暦 2542 年）

商標法（第 2 版）2000 年（仏暦 2543 年）

著作権法 2000 年（仏暦 2543 年）

集積回路配置法 2000 年（仏暦 2543 年）

地理的表示法 2003 年（仏暦 2546 年）

種苗法 1999 年（仏暦 2542 年）

営業秘密法 2002 年（仏暦 2545 年）

さらに、タイの法律で規定されている方法、原則及び規則では、違法貨物の輸出入を共に禁じているのに対し、TRIPS 協定では主に輸入対策を扱っている。一方、通関地点で保護される知的財産権は、TRIPS 協定の第 51 条から第 60 条までの規定における国境措置の手続きに基づき、商標権及び著作権（著作隣接権を含む）保護のみである。

商標権やあるいは著作権を除くその他の権利、例えば、特許や意匠権については、税関の原則や規則で直接的な規定がないにもかかわらず、タイの税関では保護される。なぜなら、タイの税関の責務の一つとして、その他の税関の犯罪を含む、密輸や脱税の抑制及び取り締まりがあるからである。従って、タイ税関の実務として、税関の係官は、権利所有者の申請に従って、特許あるいは意匠を侵害すると思われる輸出入品の差し止め及び押収を行っている。特許及び意匠の権利所有者は、もし自らの権利を侵害している疑いのある貨物がタイで輸出入されることがわかった場合、自らの権利を侵害された疑いのある輸出入貨物の差し止めを税関に求めることが出来、税関は権利者の要求の元で捜査目的でその貨物を差し止めなければならない。不正商標商品あるいは著作権侵害物品に対する保護手続きについては第 2 章で後述する。

## 2. 税関についての TRIPS 協定関連条項

### 第 51 条：税関当局による物品の解放の停止

- ・ 加盟国は、不正商標商品または著作権侵害物品の輸入がなされると疑うべき理由を有する権利者が書面により申し立てを行うことが出来ることのできる手続きを採用する。
- ・ 加盟国は知的所有権のその他の侵害にかかわる物品に関しても申し立てを行うことを可能とすることが出来る。
- ・ 加盟国は、国内から輸出される侵害物品の税関による物品の解放停止についても同様の手続きを規定することが出来る。

### 第 52 条：申し立て

- ・ 第 51 条の輸入に関する手続きの申し立てには、物品に対する十分な証拠及び記述を提出することが要求される。
- ・ 権限のある当局（税関）は、申し立ての受理及び税関の措置期間について、申立人及び輸出入者の両方に通知しなければならない。

### 第 53 条：担保あるいは同等の保証

- ・ 権限ある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限ある当局を保護し並びに乱用を防止するために十分な担保または同等の保証の提供を求める権限を有する。
- ・ 意匠、特許、集積回路または非公開情報に関わる貨物の通関が、司法機関その他の独立機関以外の判断を根拠に税関によって停止され、物品の解放停止の期間が、正規の権限を有する機関の前提的救済が与えられることのないまま経過した場合、輸入者その他は、権利者を保護するに至る額の担保を支払わなければならない。

### 第 54 条：物品の解放の停止の通知

輸入者及び申立人は、物品の解放停止に従い、物品の解放停止を直ちに通知される。

### 第 55 条：物品の解放の停止の期間

- ・ 10 営業日の物品の解放停止が通知され、必要に応じてさらに 10 営業日の間延長されることが出来る。

### 第 56 条：物品の輸入者及び所有者に対する賠償

- ・ 関係当局は、誤った留置により生じた損害に対して輸入者に適切な賠償の支払いをするよう申立人に命じる権限を有する。

### 第 57 条：点検及び情報に関する権利

- ・ 関係当局（例えば、税関）は、留置された物品を検査するための機会を申立人及び輸入者に与える。

#### 第 58 条：職権による行為

- ・ 加盟国が、権限ある当局に職権上で行動するよう求めた場合、権限ある当局は、必要に応じて権限の行使に要する情報を権利者から求めることが出来る。
- ・ 輸入者及び権利者は物品の解放停止について直ちに通知され、輸入者は物品の解放停止に対して異議申し立てを行うことが出来る

#### 第 59 条：救済措置

- ・ 不正商標商品に対し、当局は変更ないままの状態での侵害物品の再輸出を許可してはならず、侵害物品の廃棄または排除を命ずる権限を有する。

#### 第 60 条：少量の輸入

加盟国は、旅行者の個人的荷物に含まれ又は小荷物として送られる少量の非商業的な貨物については、上記の規定を除外することが出来る。

( 第 51 条から第 60 条までの全条文は ANNEX を参照 )

### 3. 税関に関連するタイ知的財産関連法規

通関手続きでの知的財産権の侵害保護に関する法規は、税関の法律や知的財産関連法、さらに商務省下にある物品輸出入法といったその他の法律によっても保護されている。知的財産権関連の法規は以下の通りである。

(1) タイ王国輸出入法 1979 年 ( 仏暦 2522 年 ) ( 第 5 条、第 16 条、第 20 条 )

#### 第 5 条 :

経済の安定、公共の利益や健康、国家の機密、公共の秩序やその他国家の利益に必要である場合、商務省は、国会の承認を得て、以下の事案に関して官報で告示を設置する権限を有する。

- [ 1 ] 輸出入禁止貨物の特定
- [ 2 ] 輸出入のライセンスを必要とする貨物の特定
- [ 3 ] 輸出入される貨物のカテゴリー、所結い、品質、基準、数量、大きさ、サイズ、重さ、価格、商号、サイン、商標、貨物の起源を特定
- [ 4 ] 輸出入追加税の必要な輸出入貨物の特定
- [ 5 ] 国際的合意あるいは貿易基準に基づき、原産地、数量あるいはその他の事柄に関する証明書を必要とする輸出入貨物の特定
- [ 6 ] 本法に基づく輸出入の規則で規定されるその他の事項の特定

第一段落に基づく告示の変更あるいは撤廃は、第一段落に準じる。

#### 第 16 条 :

税関法の規定、及び物品の検査及び密輸品の保護、検査、差し止め及び没収、侵害者の逮捕、訴訟についての税関係員の権限は、本法の輸出入法に準じる。

#### 第 20 条 :

第 5 条 ( 1 ) あるいは第 7 条第一段落に基づく禁制品を輸出あるいは輸入する者は、だれでも 10 年を超えない懲役あるいはその輸出入品の価格の 5 倍に相当する額の罰金を支払うか、その両方を科せられ、さらに貨物やその貨物の輸送や運搬に使用されたコンテナや乗り物も押収される。

もし違反者が逮捕された場合、裁判所は、検察官の告訴に従って、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の 30 パーセントを情報提供者に、20 パーセントを係員に褒賞として支払わなければならない。もしくは、何の押収物もなくあるいは押収物が売れなかった場合、褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。

もし情報提供者がいなかった場合、裁判所が押収したその貨物の販売額の手取り額の 30 パーセントは、逮捕した係員に支払われるか、あるいは提出物が押収されなかったか又は売れなかった場合、その褒賞は裁判所に支払う罰金から差し引かれなければならない。

逮捕に関わった情報提供者や係員が複数いた場合、褒賞は平等に分配されなければならない。

押収物があるが侵害者が逮捕されなかった場合、外国貿易局の局長は、商務省の承認を得て、国に与えられる押収物の販売額の手取り額から、本条文で規定された率を超えない額の褒賞を支払う権限を有する。

( 2 ) タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年 ( 仏暦 2530 年 )

本告示は 1987 年 10 月 14 日に発効し、国内外を問わず登録商標の権利者の商標を模倣した物品のタイ国への輸出入を禁じている。

( 3 ) タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 94 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )

本告示は 1993 年 4 月 21 日に発効し、録音装置 ( 例えばカセットテープ )、録音ディスク ( 例えばコンパクトディスク )、音や絵を有する装置 ( 例えばビデオカセットテープ )、コンピュータープログラム、書籍やその他の不正品をタイに輸出あるいは輸入することを禁じている。一方、本告示は、研究用かあるいは非商業目的で個人が適当な量で輸出入をする場合は除かれる

( 4 ) タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 95 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )

本告示は 1993 年 4 月 21 日に発効し、著作権の著作物を複製あるいは改ざんして著作権者の権利を侵害しているという疑いのある物品に対して、著作権者あるいはその権限委任者は、通関手続きの前あるいはその物品が輸入者の手元に渡る前に、税関に対してその物品の輸出を差し止め、検査するよう申請することが出来る。

( 5 ) タイ王国への輸出入に関する商務省告示 ( 第 96 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )

( 6 ) タイ王国税関局法 1926 年 ( 仏暦 2469 年 ) ( 第 40 条、第 45 条、第 27 条及び第 7 条の 2 )

第 40 条 :

税関での貨物の解放前に、輸入者は、税関に関する本法律その他の関連法律を遵守し、申請書を提出し、必要な関税を支払い、あるいは保証金を支払わなければならない。保証金については、局長の規定する規則に従うものとする。

局長に申請書が提出され、局長がその貨物を早急に解放する必要があると判断したとき、局長は自らの判断により、第一段落の規定に関わらずその貨物の解放に関する権限を有するが、局長の規定する条件に従って行わなければならない、さらに、もしその貨物に税金がかかる場合、局長の求める金額あるいはその税金と同額の保証金を支払わなければならない。

第 45 条 :

貨物の輸出の前に、輸出者は、税関に関する本法律その他の関連法律を遵守し、申請書を提出し、必要な関税を支払い、あるいは保証金を支払わなければならない。保証金については、局長の規定する規則に従うものとする。

局長に申請書が提出され、局長がその貨物を早急に輸出する必要があると判断したとき、局長は自らの判断により、第一段落の規定に関わらずその貨物の解放に関する権限を有するが、局長の規定する条件に従って行わなければならない、さらに、もしその貨物に税金がかかる場合、局長の求める金額あるいはその税金と同額の保証金を支払わなければならない。

第 27 条 :

何人も、タイ国から脱税品、禁制品あるいは税関を通関しない貨物を輸出入しようとした場合、あるいは当該貨物を輸出入した場合、あるいはいずれかの方法で輸出入することを幫助した場合、公的な権限なく船舶、波止場、倉庫、保管倉庫、秘密の隠し場所あるいは店から、当該のいずれかの貨物を取り除いたり又は取り除きを幫助した場合、あるいは当該のいずれかの貨物を停泊、保管、秘匿、秘匿を許可した場合、あるいは当該のいずれかの貨物をいずれかの方法で運んだり、移動した場合、あるいは当該のいずれかの貨物を、輸入、輸出、荷揚げ、倉庫保管、輸送に関する税関法やその他の関連するすべての法規に関して回避する場合、あるいは当該のいずれかの貨物の禁止や制限を回避した場合、その者は、当該貨物の支払うべき税金の 4 倍に相当する額の罰金を支払うか、もしくは 10 年を超えない懲役、又はその両方を科せられる。

第 7 条の 2 :

何人も、その貨物が脱税品、あるいは禁制品の輸入品であることを知りながら、それを隠匿、販売補助、廃棄補助、販売受け入れその他の行為を行った者は、当該貨物の支払うべき税金の 4 倍に相当する額の罰金を支払うか、もしくは 10 年を超えない懲役、又はその両方を科せられる。

( 7 ) タイ税関局一般指導第 2 号 1988 年 ( 仏暦 2531 年、追加税関規則 1987 年 )

商標を模倣している疑いのある商標に対する商標検査を規定している。

( 8 ) タイ税関局一般指導第 27 号 1993 年 ( 仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則 )

本一般指導は、1993 年 7 月 23 日に交付され、7 月 26 日に発効された。著作権を侵害している疑いのある物品に対する検査手順が規定されている。

( 9 ) タイ税関局一般指導第 28 号 1993 年 ( 仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則 )

( 10 ) タイ国特許法 1979 年 ( 仏暦 2522 年 ) ( 第 36 条 )

第 36 条 :

特許権者は次の独占的権利を有する。

( 1 ) 物に関する特許権の場合、生産すること、使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出又は国内に輸入すること。

(2) 方法に関する特許権の場合、特許権に基づき方法を使用すること、生産に使用すること、販売すること、販売のために所持すること、販売のための申し出、特許権による方法を使用して生産した製品を販売又は輸入すること。

第1項は次の条項には適用しない。

(1) 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験あるいは研究に利する行為。

(2) 製造者あるいは使用者が善意で当該特許出願以前に当該生産に従事し、又は当該装置を取得しており、当該出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第19条の2に該当しない場合、特許登録した物を生産し、または特許登録した方法を使用する行為。

(3) 当該医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基く医薬調合行為。

(4) 特許権権利期間後に当該特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、当該医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。

(5) タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、当該機材が当該船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。

(6) タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機、自動車がタイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。

(7) 特許権者が当該製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、当該特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

(11) 商標法 1991年(仏暦 2534年) 第110条

第110条：

(1) 第108条に基づく、偽造された商標、サービスマーク、証明標章若しくは集合標章を付した物品、又は第109条に基づく、他人の商標、証明標章若しくは集合標章を模倣したものを付した物品を、タイ国で輸入、販売、販売促進、又は販売を目的として所持した者、又は、(2) 第108条に基づく、偽造されたサービスマーク、証明標章若しくは集合標章、又は第109条に基づく、他人のサービスマーク、証明標章若しくは集合標章を模倣したものを使って、役務を提供若しくは申し出た者は、それぞれの条項に規定された罰則を科せられる。

(12) 著作権法 1994年(仏暦 2537年) 第31条、第70条、第75条

第31条：

他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行ったとき、著作権の侵害と看做す。

(1) 販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと

(2) 公衆に伝達すること

(3) 頒布して著作者に損害を与えること

(4) タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること

第70条：

第31条に基づく著作権を侵害した者は、1万パーツ以上10万パーツ以下の罰金に処する。

第1項の違反が商業目的であった場合、3ヶ月以上2年以下の懲役又は5万パーツ以上40万パーツ以下の罰金又は両方に処する。

第75条：

本法に基づく著作権又は実演家の権利を侵害して製作し輸入し、第69条又は第70条に基づく違反者の所有物であるものは、著作権者又は実演家の権利を有する者に帰属するものとする。違反して使用されたものは没収する。

#### 4. 輸出入地点の知的財産権保護に関する TRIPS 協定とタイ関連法規との比較

比較するタイ関連法規は以下の通りである。

- No.1 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年 ( 仏暦 2530 年 )
- No.2 : 商務省規則 1987 年 ( 仏暦 2530 年 ): タイ王国への模造品の輸出入に関して
- No.3 : 商標登録官告示 1987 年 ( 仏暦 2530 年 ): 商標保護申請に関する条件、原則、証拠提出方法の手段の特定
- No.4 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 94 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )
- No.5 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 95 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )
- No.6 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 96 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )
- No.7 : 商務省規則第 1 集 ( 仏暦 2536 年 ): 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関して
- No.8 : タイ税関局一般指導第 2 号第 1988 年 ( 仏暦 2531 年 ): 税関規則の追加第 20 章第 23 条第 01 項
- No.9 : タイ税関局一般指導第 27 号 1993 年 ( 仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則 )
- No.10 : タイ税関局一般指導第 28 号 1993 年 ( 仏暦 2536 年、他人の著作権侵害物品についての実施規則 )

TRIPS 協定 : 国境措置に関する特別の要件		対応するタイの法規
第 51 条	<u>税関当局による物品の解放停止</u>	No.1 の第 5 項 No.9 の第 1 項 No.10 の第 1、2 項
第 52 条	申し立て	No.5 の第 4、5 項 No.3 の全項 No.2 の第 3、4 項 No.10 の第 1 項
第 53 条	担保又は同等の保証	No.2 の第 5 項 No.8 の第 1.2 項
第 54 条	物品の解放停止の通知	No.5 の第 5 項 No.9 の第 1 項 No.10 の第 1 項
第 55 条	物品の解放停止期間	No.7 の第 7、8 項 ( 注 : 該当可能性有り )
第 56 条	輸入者及び物品の所有者に対する損害賠償	No.5 の第 8 項 No.2 の第 5 項

第 57 条	検査及び情報提供の権利	No.5 の第 7 項 No.8 の第 3 項 No.9 の第 2 , 3 項 No.10 の第 3 項
第 58 条	職権手続き	No.10 の第 5 項
第 59 条	救済措置	なし
第 60 条	少量の輸入	No.1 の第 7 項 No.4 の第 4 項

条文を対応させると詳細は以下の通りである：

TRIPS 協定： 国境措置に関する特別の要件		対応するタイの法規
第 51 条	<p><u>税関当局による物品の解放停止</u></p> <p>「加盟国は、この節の規定に従い、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申立てを提出することができる手続（注 2）を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。」</p>	<p>No.1 の第 5 項</p> <p><u>自己の商標の保護を申し立てる者は、以下の行為を行わなければならない。</u></p> <p>5.1 商標登録官が定める条件、原則、方法に従って証拠を提出するとともに商業局の商標登録官に<u>申し立てを行う。</u></p> <p>5.2 自己の商標が偽造あるいは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関の担当官が輸出あるいは輸入者に貨物の引渡しを許可する前に、各回ごとに商標の検査を申請する。</p> <p>No.9 の第 1 項</p> <p><u>著作権者あるいはそのライセンサーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定する権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p>

		<p>No.10の第1、2項</p> <p>1. <u>著作権者あるいはそのライセンシーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、</u>局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</p> <p>2. <u>著作権者あるいはそのライセンシーが、自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した輸出あるいは輸入貨物を見つけた場合、発見から24時間以内に捜査官に申し立てを行い、</u>さらに税関にもその旨を届けなければならない。</p> <p>第一段落に基づく24時間という期限内に、業務時間以外あるいは休日のため上記の税関に連絡ができない場合、申請人は業務時間開始時間から3時間以内に税関の担当官にその旨を届け出なければならない。</p>
第52条	<p>申し立て</p> <p><u>「前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足る適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権</u></p>	<p>No.5の第4、5項</p> <p>第4項</p> <p><u>著作権者あるいはライセンシーは、貨物が自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品である疑いについて妥当な根拠があれば、</u>タイ王国からの輸出が承認される前又は輸入者に引き渡される前に、その都度差し止めと検査を請求することが出来る。</p> <p>第一段落に基づく著作権者又はライセンシーは、法人の</p>

	<p><u>限のある当局は、申立てを受理しなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。」</u></p>	<p>代表者、管理者あるいは代理人を含むものとする。</p> <p>第一段落に基づく差し止めと検査は、税関極の定めた原則及び条件に従うものとする。</p> <p>第5項</p> <p>第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、<u>税関の担当官は直ちに申請人、輸出者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No.3の全項（省略）</p> <p>No.2の第3、4項</p> <p>第3項</p> <p>1987年10月14日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年」に基づいて<u>商標の保護を求め</u> <u>る者は、商標登録官の指定した書式の書類を商業局の特許・商標課に提出しなければならない。</u></p> <p>No.10の第1項</p> <p><u>著作権者あるいはそのライセンシーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定する権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p>
<p>第53条</p>	<p>担保又は同等の保証</p> <p>「1 <u>権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保</u></p>	<p>No.2の第5項</p> <p>第5項</p> <p>税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標</p>

	<p><u>護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同意の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。」</u></p>	<p>の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。</p> <p>No.8の第1.2項</p> <p>1.2 その申請人が商標登録官から認定を受けた商標登録証書を示しているかどうか確認する。</p> <p>前述の審査を行ううえで、知的財産局の商標登録官から提出された商標登録項目と、申請人からの証拠書類とを照らし合わせて審査が進められなければならない。さらに税関の担当官は、申請人に意見聴取を行い、自己の商標が偽造あるいは模倣されたと疑う根拠を明確に説明させる権限を有する。</p>
<p>第54条</p>	<p>物品の解放停止の通知</p> <p><u>「輸入者及び申立人は、第51条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。」</u></p>	<p>No.5の第5項</p> <p>第5項</p> <p>第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、<u>税関の担当官は直ちに申請人、輸出者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No.9の第1項</p> <p>1. 著作権者あるいはそのライセンシーが、... (省略)...もし差し止めをするべきであると判断した場合、<u>申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</u></p> <p>No.10の第1項</p> <p>3 . 著作権者あるいはそのライセンシーが、...</p>

		<p>(省略) ...もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。</p>
第55条	<p>物品の解放停止期間</p> <p>「申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから十執務日(適当な場合には、この期間は、十執務日延長することができる。)を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。</p> <p>第1段から第3段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第50条6の規定を適用する。」</p>	<p>No.7の第7,8項(貨物の解放について記載されている条項)</p> <p>第7項:第6項に当てはまらない輸出品は、本規則に基づく輸出禁止品ではない。<u>税関局は、この貨物を解放しなければならない。</u></p> <p>第8項:輸入された貨物が関係部署からの通知がなく、あるいは著作権侵害の明らかな証拠がなかった場合、<u>税関局はこの規則に基づき貨物を解放しなければならない。</u></p>
第56条	<p>輸入者及び物品の所有者に対する損害賠償</p> <p>「<u>関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、</u></p>	<p>No.5の第8項</p> <p>第8項</p> <p><u>第4項に基づく貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンスーは、輸出者、輸入者並びに税関に対して損害を与えた場合、いかなる責任も負わな</u></p>

	<p>物品の輸入者、荷受人及び所有者に<u>適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。</u>」</p>	<p><u>ればならない。</u></p> <p>No.2の第5項 第5項 税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、<u>当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。</u>この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。</p> <p>No.10の第4項： すべての行為による輸出者、輸入者及び税関の係り員に対する損害については、申請人である著作権物権利者あるいはそのライセンシーが負うものとする。</p>
<p>第57条</p>	<p>検査及び情報提供の権利 「<u>秘密の情報の保護に害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。</u>当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、<u>加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。</u>」</p>	<p>No.5の第7項 第7項 <u>申請者は、第4項に基づき、輸出入者及び受取人に対して名前や住所、貨物の数量を知る権利を有する。</u></p> <p>No.8の第3項 <u>商標を検査する際、税関の担当官は申請人の前でのみ検査を行い、検査が終了した場合、以下の手続きを進めなければならない。</u></p> <p>No.9の第2,3項 第2項：<u>税関の担当官は、関係者の前でその貨物の検査を行い、その結果を記録し、証拠として関係者全員に署名をさせなければならない。</u></p> <p>第3項：<u>もし申請人が輸入者や輸出者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その要請に従って通知しなければならない。</u></p> <p>No.10の第3項 <u>申請者が求めた場合、税関係員は名前、住所及び貨物の量について通知しなければならない。</u></p>

<p>第 58 条</p>	<p>職権手続き</p> <p>「加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に<u>職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、...</u>」</p>	<p>No.10 の第 5 項</p> <p>4 . 貨物の差し止め及び検査の結果、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であることが判明し、その輸出者あるいは輸入者が他の抗弁を講じなかった場合、<u>担当官は逮捕記録を作成し、規則に従って手続きを進めなければならない。</u></p>
<p>第 59 条</p>	<p>救済措置</p>	<p>なし</p>
<p>第 60 条</p>	<p>少量の輸入</p> <p>「加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる<u>少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。</u>」</p>	<p>No.1 の第 7 項</p> <p>第 7 項</p> <p>以下の場合には、第 4 項を適用しないものとする。</p> <p>7.1 <u>個人旅行者が適当な量において持ちこみ、あるいは持ち出す個人用あるいは家庭用の貨物</u></p> <p>7.2 <u>個人旅行者が適当な量で持ち込み、あるいは持ち出す土産物品</u></p> <p>No.4 の第 4 項</p> <p>第 3 項は、個人が研究のために適当な量において、かつ非営業目的で持ち出す場合には適用しない。</p>

## 5. 不正商標商品及び著作権侵害物品の定義

TRIPS 協定の第 5 1 条に関する参考文献により、不正商標商品及び著作権侵害物品は以下の通りに定義されている。

「不正商標商品」とは、当該貨物につき有効に登録されている商標と同一の又はその本質的部分において識別できない商標を許諾なく付した貨物（包装を含む）であってそのため輸入国の法制度上、当該商標の所有者の権利を侵害するものを言う。

「著作権侵害物品」とは、権利者又は製造国において権利者から適法に許諾を受けた者の承諾なく作製された複製貨物であって当該複製貨物の作製が輸入国の法制上、著作権又は関連する権利の侵害を構成することとなる物品から直接又は間接に作製されたものを言う。

タイの税関法では、税関法の定義により、不正商標商品及び著作権侵害物品は、タイで輸入又は輸出を禁じられている。

密輸品とは、税関法あるいはその他の関連法規により輸出入を禁じられている貨物を言う。この規則に違反する者はだれでも、関連法及び税関法第 27 条及び第 27 条の 2 により刑罰が科せられる。

密輸品は、不正商標商品、著作権侵害物品を含み、例えば録音テープ（例えばカセットテープ）、録音ディスク（例えばコンパクトディスク）、録音・録画装置（例えばビデオカセットレコーダ）、コンピュータープログラム、書籍や、著作物を複製あるいは改変したその他の貨物を含む。

さらに、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）の第 4 項では、国内外を問わず正規に登録された登録商標の権利者の商標を模倣した物品のタイ国への輸出入を禁じている。

結論として、知的財産権を犯している貨物はタイ税関法による禁制品であるということができ、さらに、著作権侵害物品、コピー貨物及び不正商標商品の輸出入は、知的財産権の侵害であるとみなすことができる。従って、不正商標商品や著作権侵害物品は取り押さえられ、侵害者は、重い罰金及び刑罰を科せられなければならない。

## 第2章：タイ税関における知的財産権の保護

### 1．タイ税関における知的財産権の水際取締り

税関に知的財産の保護を求める申請をする前に、申請をしようとする権利者は、自らがその申請をすることの出来る法的な権利を持っている、ということを確認しなければならない。

なぜなら、権利者は、申請書を提出する際に、その権利を保有していることを証明する必要があるからである。

商標権の保護については、権利所有者は、例えば商標登録証明書といった商標権の保有を閉める書類を提出しなければならない。

著作権の保護については、権利所有者は、例えば著作権の保有者の記録書といった、著作権の保有を示す書類を提出しなければならない。

#### 1.1 申し立て

理論的に、税関の係官は、権利所有者からの申し出がなくとも、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物の解放を差し止める職権があるが、実務の効率上のため、権利者の方から、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物を検査するよう、税関に対して知的財産権の保護申請書を提出しなければならない。

通関地点で保護されうる知的財産権は、商標と著作権であるが、発明や意匠、集積回路配置といったほかの知的財産権は除かれている。これは、発明やその他の複雑性から、疑わしい貨物が権利を侵害しているのかどうかについて、税関係員によって検査し決断することが極めて困難であるという実務上の理由によっている。

税関の規則に著作権や商標権以外の知的財産権の保護についての規定がないが、それはタイの税関係員が、権利所有者の求めがあるにせよ税関地点でタイに輸入される貨物で権利侵害をしている疑わしい貨物について軽視している、というわけではない。いずれにせよ、権利所有者は、例えば貨物のサンプルや写真、貨物の図面といった真正品と違反品と見極めるための証拠や情報、また（可能であれば）疑わしい貨物の積荷が到着するスケジュールなどを税関の係官に提供しなければならない。加えて、商標保護申請書(FORM 1とFORM 2)に、必要な変更を加えて知的財産局に申請しなければならない。

#### 1.2 担保あるいは同等の保証

税関の係官は、輸入の差し止め命令が申請者によって悪用されないよう、輸入者及び担当係り官を保護するため、保証金の前払いを申請者に命じる権限を有している。しかしながら、申請者によってどのくらい金額の保証が支払われるべきかについて、原則はなく、差し止めを求める申請者は、輸入者及び税関の係官に対して生じたあらゆる損害について責任を負わなければならない、とする規定があるだけである。前払いされる保証金は、所有者及び輸入者の損害や、倉庫の保管

料金、貨物の差し止めや確認作業の際に生じた損害を担保する。

### 1.3 通関停止の通知

税関の係官は、著作権の所有者の求めに応じて疑わしい貨物の差し止めを検討する場合、係官は、権利所有者及び輸出/入者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。(税関局告示第 28 号 / 1993 年 ( 仏暦 2536 年 ) の第 1 項より)

さらに、税関の係官は、権利所有者及び輸出/入者の面前でその貨物の検査を行わなければならない。(税関局告示第 27 号 / 1993 年 ( 仏暦 2536 年 ) の第 2 項より)

### 1.4 通関停止期間

通関停止期間についての規定はないが、実務上、税関の係官は、TRIPS 協定の第 55 条の規定に基づいて差し止めを行う。従って、貨物不正貨物や著作権侵害物品の差し止め期間は差し止めの申し出の日から数えて 10 営業日の期間内である。

### 1.5 物品の輸入者及び所有者に対する賠償

知的財産権の権利者の申し出による貨物の差し止めから生じたあらゆる損害について輸出/入者あるいは権利者に支払われる損害賠償金に関する直接的な規定はない。規定には、差し止めを申し出る権利保有者は、輸出/入者や税関に生じたすべての損害について責任を有しなければならない、と規定されているだけであり、もし疑わしい貨物が禁制品ではなかった場合に輸出/入者や税関はどのくらいの金額で、かつどのような内容において損害補償を求める権利を有しているのかについて、明らかに規定されていない。

### 1.6 検査権利及び情報

税関が、疑わしい不正商標商品あるいは著作権侵害物品を見つけた後、税関係官は、検証の手続きが開始され、かつ差し止められている貨物の検査の機会がある、との通知を権利所有者に対して行う。さらに、権利所有者は論点となっている疑わしい貨物を検査する権利を与えられる。著作権侵害物品の場合、税関の係官から上記のような差し止めの通知を受けたあと、著作権の所有者は、その差し止められている貨物を先の差し止め申請書の提出から 24 時間以内に検査する責任を有する。(税関局告示第 28 号 1993 年 ( 仏暦 2536 年 ) 第 1 項より)。もしそれに従わない場合、税関の係官はその貨物をタイから解放する(輸出の場合)か、あるいは輸入者に引き渡さなければならない(輸入の場合)。

さらに、告示では、輸出/入者が貨物を検査する責任を規定していないが、税関の係官は権利所有者と輸出/入者の面前で検査を行わなければならないため、かつ輸出/入者は貨物が差し止められていることを通知される機会がないため、輸出/入者が検査を望んだ場合はそのように貨物の検査をすることは法律で禁じていない。また、税関の係官には、輸入者に対して通知する責任について法律で規定されていないからである。

さらに、権利所有者は、税関の係官に輸出/入者の住所や貨物の量についてさらに情報を求めることが出来る。

### 1.7 押収した貨物の破壊

全体的に、税関の係官によって取り押さえられた密輸品や脱税品は、以下の 5 つの手続きで処理される。

- (1) 遅滞なくオークションにかけられる：肉や魚、例えば生ものや果物といった、すぐに腐りやすい食べ物に適用
- (2) 一般的な競売：
- (3) インターネットを通じた競売：モーターカー、船、金など
- (4) 赤十字のフェアやその他のチャリティーフェアなどで販売する：
- (5) 破壊：禁制品など

不正商標商品や著作権侵害物品の場合、その押収した貨物が禁制品であるか不正な輸出/入品であると思われるものは、破壊される。法律や TRIPS 協定の規定によれば、不正商標商品や著作権侵害物品は破棄されるべきであり、従って、税関の係官が、その押収した貨物をオークションにかけのを許可したり、また輸入者がその貨物を積荷しなおすことを許可したりすることは許されていない。

最近、不正商標商品や著作権侵害物品の破壊は、再利用をされることを防ぐ目的から、押収した貨物をトラクターを使って踏み砕く方法がとられている。

しかしながら、不正商標商品や著作権侵害物品の破壊の具体的な規定は、係官らの間で実際的に問題を引き起こしている。それはなぜかという、一般的に、押収した貨物は、所有者がいなか、あるいは没収した日から数えて 30 日以内に誰も所有者として現れないかといった場合には国の財産となるべきだからである。押収した貨物を販売した後、利益は 3 つの側に以下の利率で分配される。

- 1 ). 逮捕を導いた密告者に対して：押収した貨物の売り上げもしくは罰金の 30 パーセントは、係官に対して逮捕を導くような手がかりを与えた者への褒賞として与えられる。
- 2 ). 捜査係官に対して：押収した貨物の売り上げもしくは罰金の 45 パーセントは当該捜査係官への褒章として与えられる。
- 3 ). 国に対して：残りの 25 パーセントは国に属する。

知的財産関連の貨物は破棄されるため、関係者は何の褒章ももらえない。従って、知的財産権の保護に関わる方策は不十分である、といえる。従って、権利所有者は、捜査係官やその他の係官らに手入れを行ったことに対する法的な褒章金などを与えることが出来る。加えて、2003 年 5 月 23 日の閣僚会議において、商務省に対し、海賊版 CD の取り締まりに関わった係員や個人に対して報奨金を与えるという規定を起案すること及び 2475 万パーツの予算を承認した。

## 2. 商標侵害貨物に関連する手続き

通関地点の知的財産権の保護を求めするためには、権利所有者は、まず知的財産局の商標登録官に対して、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）により、商標の保護申請書（Form1 を参照）を提出しなければならない。

その後、権利所有者は、税関の係官に対し、商標権を侵害している疑いのある輸出／入品についてその貨物が解放される前に検査をするよう請求しなければならない。権利所有者は、税関の係官への申し出により生じうるあらゆる損害に対する責任を取ることを記載した補償責任引き受け書（Form4）も提出しなければならない。

商標権を侵害している疑いのある輸出／入品についての貨物検査の申し出は、文書により提出されなければならない。（Form2 の商標検査申請書フォーム：KorSorKor18）

### 2.1 提出する書類：タイにおける商標登録の場合

商標がタイ国内で登録されていた場合、必要な書類は以下の通りである。（「商標登録官告示 1987 年：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出の方法の特定に関して」の第 2 項より）

- (1) 正しいコピーであることが証明されている商標登録証書のコピー、又は証明権限のある者により証明された商標登録記録書のコピー
- (2)（商標権者に代わって代理人が申請する場合は、）委任状の原本
- (3)（商標権者が法人である場合は、）証明権限のある者による証明が記載されている、6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 商標権者がタイに住所を持たない場合、外国で作成される〔2〕〔3〕の書類には、その外国の公証役場、タイ大使館あるいはタイ領事館による証明書が必要である。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引き受け書
- (6) 貨物の商標の見本

### 2.2 提出する書類：海外における商標登録の場合

商標がタイ国外で登録されていた場合、必要な書類は以下の通りである。（「商標登録官告示 1987 年：商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出の方法の特定に関して」の第 3 項より）

- 〔1〕 その外国の特許商標局によって発行された、商標登録に関する証明証書あるいはその他の書類のコピーで、さらに当該書類には少なくとも以下の項目が記載されていなければならない。
  - A. 商標権者名
  - B. 商標に使用されている語句あるいは図
  - C. 貨物分類と指定貨物名
  - D.（もしある場合は）条件及び制限
  - E. 出願日と商標権の消滅日

- 〔 2 〕 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- 〔 3 〕 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている 6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- 〔 4 〕 外国で作成される〔 1 〕から〔 3 〕までの書類にはその外国の公証役場、タイ大使館あるいはタイ領事館による証明書が必要である。
- 〔 5 〕 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引き受け書
- 〔 6 〕 貨物に対して使用されるべき商標の見本

ここで注意しなければならない点は、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）によって保護される商標は、国内外を問わず登録商標であるという点である。従って、タイで登録されていないが外国で登録されている商標は模倣品の輸出入に対して保護がされることができる。一方、登録されていない商標は保護されない。

### 2.3 著名商標

著名商標に関して、もしその商標がどの国においても登録されていない場合、その商標の保有者は不正商標商品の輸入に対する保護を得ることはできない。さらに、その未登録商標が著名商標であるとしても、税関で保護されうる商標はすでに登録されている商標でなければならぬため、税関は、その未登録商標の不正商標商品を差し止めることは出来ない。結論として、著名商標であるが未登録の商標保有者が商標保護を求める場合、税関にて保護手続きを進めることは出来ないが、その貨物が市場に解放された後、裁判所に法的手続きを起すことが出来る。

### 2.4 侵害の決定

税関の係官が、その輸出／入品が違法であるかどうか決断できかねる場合、この件は商標登録官へと引き継がれ、商標登録官はその差し止められた貨物は登録商標の侵害を構成しているかどうか決断をしなければならない。

さらに、税関の係官は、以下の必要書類を添付しなければならない。

- 〔 1 〕 権利所有者が提出したすべての書類のコピー
- 〔 2 〕 税関の係官による意見書
- 〔 3 〕 疑わしい貨物の見本
- 〔 4 〕 権利所有者からの補償責任引き受け書

実際のところ、税関の係官は、その差し止められた貨物が登録商標の権利の侵害を構成しているかどうかについて商標登録官へ決定するよう、商標登録官へ事案を引き継いでいるらしい。

詳細：

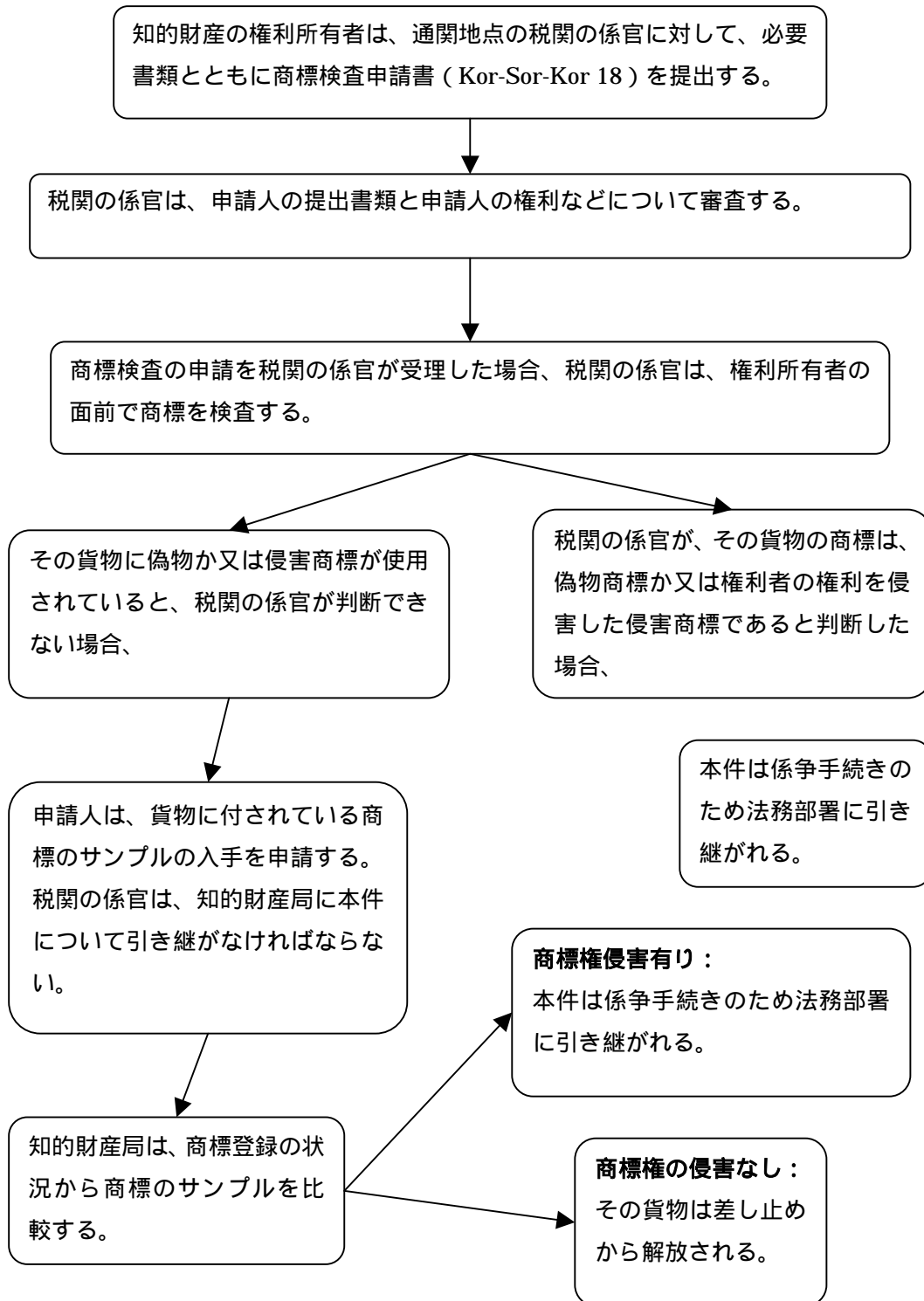
- 1 . 商標審査書を提出できる者は、知的財産権者であるか、もし法人が知的財産権の所有者である場合はその代表権を有する者、あるいは権限を有する代理人でなければならない。
- 2 . 申請書が間違っていたり、あるいは添付書類が完全に揃っていなかった場合、権利所有者は、登録官の命令を受領した日から数えて 30 日以内に補正書を提出しなければならない

い。もし従わない場合は、その申請は無効とみなされる。

- 3 . 税関の係官による商標の検査は、権利所有者の面前で行われなければならない。
- 4 . 税関の係官は、知的財産権が侵害されているという明らかな証拠があるという観点からその貨物の解放差し止めを自主的に行うことができるが、効率の面から、権利所有者は、商標検査の申請書フォームあるいは著作権侵害の差し止めを求める申請書フォームを提出することにより、税関の係官に対して侵害品の輸出 / 入を知らせなければならない。
- 5 . 通関地点で押収される知的財産権関連の侵害貨物は、廃棄され、新たに積荷されることは出来ない。

## 税関における商標保護の手続きフローチャート

( 税関局告示 No.6/2531 より )



### 3. 著作権侵害物品の手続き

( 税関局一般指導第 27 号 1993 年(他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)に準ずる )

- (1) 輸出入貨物の差し止め及び検査の申請は、輸出入統制及び検査部署 及び に提出される。中央税関局では、その申請書は税関局長あるいはその権限を有する者に対して提出されなければならない。

著作権の所有者あるいはその者から権限を委任された者は、輸出入貨物が自らの著作物を複製あるいは改ざんされたという合理的な疑いのある輸出入貨物である場合に差し止め及び検査を求める申請書を提出する。中央税関あるいは通関地点の税関の権限のある長は、その貨物を差し止めるか否かについての決定権を持つ。その権限のある係官の決定によりその貨物を差し止める場合、その係官は申請人及び輸出/入者に対して、その差し止めを速やかに通知しなければならない。その後、申請があったときから 24 時間以内に、申請者はその貨物の検査を行う。

検査後、その著作権所有者がその輸出入品が自らの著作権を複製あるいは改ざんした貨物であると判断した場合、その著作権所有者は、その著作権侵害がわかった時点から 24 時間以内に税関の捜査官に対して申請書を提出しなければならない。

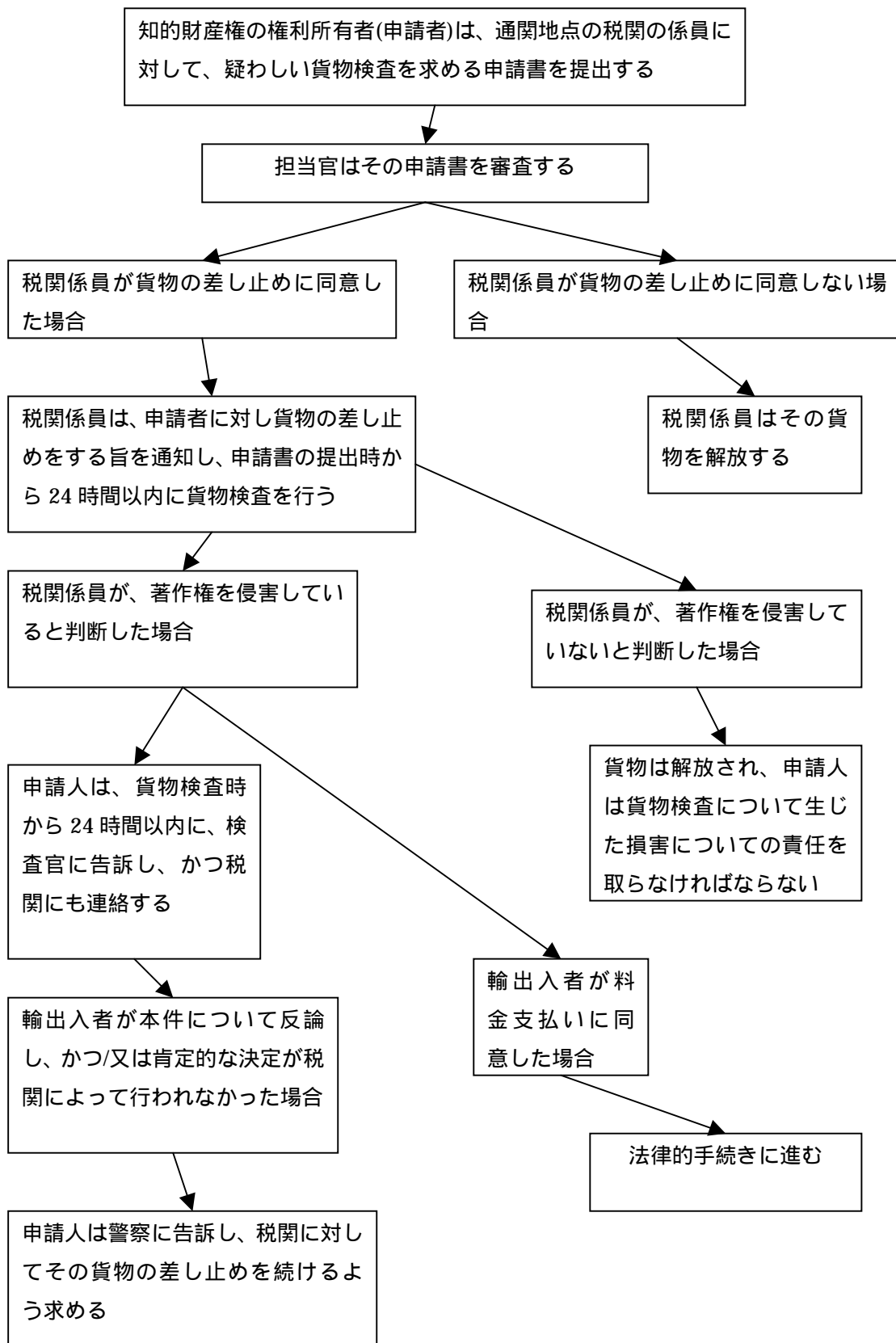
もし上記の 24 時間の期間が営業日ではなく、あるいは休日であるために権利所有者がその違反について税関の係員に知らせることが出来ない場合、その権利所有者は、最初の営業日の 3 時間以内に税関の係員にその旨を知らせなければならない。

もしその著作権権利者が、捜査官の着手を求める申請書を決められた期間内に税関の係員に知らせなかった場合、税関の係員はその貨物をタイ国から解放するか、あるいは同じく輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。

- (2) 貨物の検査が申請者、輸出/入者の面前で行われる。この検査に関するレポートは、文書でかつ検査に立ち会った双方の側の署名がなければならない。
- (3) 権利所有者は、輸出/入者の名前及び住所を尋ねることができ、係官はそれらの情報を権利所有者に知らせなければならない。
- (4) 知的財産局から受領した著作権の記録は、貨物の検査に使用するため、税関の法律部署からすべての部署に引き渡されなければならない。

- (5) 検査により、その輸出入貨物が著作権侵害物品であることが明らかになり、かつその輸出/入者が反論しなかった場合、係員はタイ国へ禁制品を輸入あるいはタイ国から禁制品を輸出しようとした罪状による逮捕記録を作成しなければならない。その記録は、その違反に対するさらなる係争手続きのため、法律部署に引き継がなければならない。
  
- (6) 税関の係官がその貨物は著作権侵害物品ではないと判断した場合、税関の係官は、その貨物をタイ国から解放するかあるいは同様に輸入者に引き渡さなければならない。一方、差し止め及び検査を申請した著作権所有者は、その申請の手続きにおけるすべての費用を含む、輸出/入者並びに税関がこうむった損害に対して責任を取らなければならない。

税関における著作権貨物保護の手続きフローチャート（税関局告示 No.28/2536 より）



## 第3章：タイ税関組織及び違法品の差し止めについて

### 1. タイ税関の紹介

タイ税関は、財務省下の政府組織である。税関の主な構造及びその責務は以下の通りである。

- ・ 税関での税金徴収
- ・ 他の政府組織を代表したその他の輸出入税を徴収
- ・ 関連法規に準じた輸出入の管理
- ・ その他の税関の犯罪を含む、密輸や税金逃れの予防及び取り締まり
- ・ 税金の徴収を通じた製造及び輸出の促進、及び
- ・ 国内貿易の促進

加えて、税関では以下のサービスも行っている。

- ・ 現在の経済状況を考慮した財務省の関税政策についての提案
- ・ 輸出入の統計やその他の税関に関連する情報の編集及び出版

税関事務局を含む税関の組織的構造であるが、以下の5箇所の税関局及び4つの地方支局に分かれている。つまり、

- (1) バンコク港税関局
- (2) バンコク税関局
- (3) バンコク国際空港税関局
- (4) レムチャバン港税関局
- (5) 地方支局
  - (5.1) 税関支局
  - (5.2) 税関支局
  - (5.3) 税関支局
  - (5.4) 税関支局

#### 1.1 バンコク港税関局

以下の責務を有する：

- (A) 税関の形式的手続き、税の徴収、乗り物及び積荷の管理や、輸出入品、積み替え貨物及びバンコク港内の貨物の検査及び通関手続き、
- (B) 税関やその他の関連法規の権利行使
- (C) 押収した貨物や申告のない貨物の処分

#### 1.2 バンコク税関局

- (A) 税関の形式的手続き、税の徴収、乗り物及び積荷の管理や、輸出入品、積み替え貨物及びバンコク港内の貨物の検査及び通関手続き（バンコク、サムットプラカーン、サムットサーコーン、ノンタブリ、パトンターニー、ナコンパトム）
- (B) 税関やその他の関連法規の権利行使
- (C) 押収した貨物や申告のない貨物の処分

### 1.3 バンコク国際空港税関局

- (A) 税関の形式的手続き、税の徴収、乗り物及び積荷の管理や、輸出入品、積み替え貨物及びバンコク港内の貨物の検査及び通関手続き、
- (B) 税関やその他の関連法規の権利行使
- (C) 押収した貨物や申告のない貨物の処分
- (D) バンコク国際空港の域内における税関法その他関連法規に反した犯罪の捜査、取り締まり及び鎮圧
- (E) 免税店や、貨物倉庫及び旅客修理センターの管理

### 1.4 レムチャバン港税関局

- (A) 税関の形式的手続き、税の徴収、乗り物及び積荷の管理や、輸出入品、積み替え貨物、保税倉庫から出入りする貨物、EPZのフリーゾーンからの貨物の検査及び通関手続き
- (B) 税関やその他の関連法規の権利行使
- (C) 押収した貨物の処分

### 1.5 地方の税関局 ~

省の政策に基づいて地方の機能を最大限に活性化するために、タイでは4つの地区に分けられ、地方税関支局として機能している。地区にはそれぞれ一人の局長が管轄し、地方の機能は以下の通りに分けられている。

(1) 税関支局 : バンコクに位置し、タイの中央部の12ヶ所の税関部局を管轄する。  
プラチュアアップキリカン、バンルエン、メークローン、アランヤプラテート、クローンヤイ、マブタブット、サンクラブリ、ラノーン、ジュンポーン、バンドン、チャンタブリ、コサムイ(税関部局)

(2) 税関支局 : ノーンカーイ県に位置し、タイ北東部の9ヶ所の税関部局を管轄する。  
ノーンカーイ、ブンカン、ナコンパノム、ムクダハン、タイリ、チアンカン、チョンジョム、ピブンマングサハン、ケマラット(税関部局)

(3) 税関支局 : チェンマイ県に位置し、タイ北部の9ヶ所の税関部局を管轄する。  
メーサーイ、チェンセン、チアンコン、メーホンソン、メーサリアン、チェンダオ、チェンマイ、メーソッド、トゥンチャン(税関部局)

(4) 税関支局 : ソンクラエ県に位置し、タイ南部の16ヶ所の税関部局を管轄する。  
ナコンシータマラート、シチョン、ソンクラエ、サダオ、バダンベザール、ハジャイ空港、パッタニー、タクバイ、サンガイクロン、ベトン、プーケット、プーケット空港、クラブ、カンタング、ワンプラチャン、サトゥーン(税関部局)

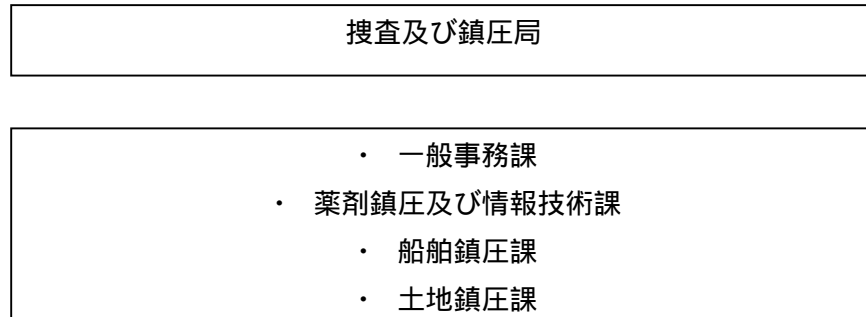
税関支局の責務は以下の通りである。

- (A) 税関の形式的手続き、税の徴収、乗り物及び積荷の管理や、輸出入品、積み替え貨物の検査及び通関手続き、
- (B) 税関やその他の関連法規の権利行使
- (C) 押収した貨物や申告のない貨物の処分
- (D) 税関法その他関連法規に反した犯罪の捜査、取り締まり及び鎮圧
- (E) 職員、財政、会計及び資材の管理
- (F) 計画及び実行の見積もり

タイにおける地方税関支局の数は46になる。上記の税関支局の連絡先については Appendix の欄をご参照頂きたい。

## ・ 捜査及び鎮圧局

税関で扱う知的財産権の犯罪において、知的財産権の侵害に関わる取締りを含む、税関法その他関連法規に反した犯罪の捜査や取り締まり及び鎮圧に関して責務を有している組織の構造は以下の通りである。



取り締まり及び鎮圧部署は、以下の責務を負っている。

- (A) 税関法その他関連法規に反した犯罪の捜査、取り締まり及び鎮圧
- (B) 押収した貨物の処分

違反を取り締まり及び鎮圧する責務のもとで、知的財産権の侵害行為は、局の責務下にある。従って、知的財産局から引き継がれた知的財産権の保護申請を受理した後、取り締まり及び鎮圧部署は、他の税関支局へ申請データを回覧するなどして、他の税関支局と連携を取らなければならない。

しかしながら、税関や税関支局にははっきりとしたポジションとして知的財産専門の係官が存在していない。従って、知的財産権を侵害している疑いのある輸出入貨物の鎮圧に係る者は、通関地点での貨物の検査及び解放について責務を有している一般的な捜査官である。従って、近い将来には、税関の内部で知的財産関連侵害の鎮圧を管轄する部署を設置するべきであろう。

## 2. 知的財産権侵害貨物の鎮圧の例

タイとアメリカの間の、2003年6月における自由貿易協定での双方の協議により、アメリカはタイに対して3つの項目に重点を置くことを要求した。すなわち、知的財産関連の犯罪の予防及び行使、投資、そして税関の手続きである。税関の手続きの向上を考慮すると、税関は、国際貿易の効率化を図る、とりわけ航空貨物に関する国際的な基準に従って、継続的にその税関手続きを現代化しかつスムーズ化してきた。このビジネスの共同体は、迅速でかつより効率的な税関のサービスに大きな満足をあらわした。

さらに、禁制品や著作権違反品、食物及び薬品法違反品を撲滅して、国内の循環を予防し、国内の消費者を守るための閣僚決定に答えるため、税関は法律違反の輸出入品を大量に破壊した。この点において、税関は、違法な輸出入品を厳しい態度で発見し押収しなければならなかった。都市部及び国境付近でのこのような税関の姿勢により、違反な輸出入品の取り押さえの量が大幅に増加した。

押収した貨物は、特許法 1999 年、商標法 2000 年、著作権法 1994 年、輸出入法 1979 年、化粧品法 1992 年などの法規により違法な輸出入品と判断される。税関関連の犯罪、及び著作権侵害物品を含む禁制品の輸出入に対する行使は、タイ税関にとって、貿易関連犯罪の増大を鎮圧し、正規の貿易を促進し、かつ合法的な貿易業者を守る上で非常に重要である。毎年、税関では密輸品の取り締まりも行っている。

今日において、禁制品とみなされた不正商標商品や著作権侵害物品で押収した貨物は、いろいろな手段を使って後に再利用をされることを防ぐために、トラクターで粉碎されて破壊される。安全性や公共性の問題も有り、タバコや薬品関連製品、習慣性のある薬物は焼却される。この点において、税関では、それらの貨物の破壊における証人として、関連する担当者や、大使館、海外の税関係官を招聘した。

例えば、2003年9月25日木曜日には、税関局局長であるチャワリット・セタメーテクン氏は、税関局副局長であるマナス・カンパディー氏に委任して、電気ゲーム機、猥褻な CD や DVD、ミニバイク、ハンドバック、電球、危険な薬学的製品、タバコ、シガレット、といった著作権を侵害する違法貨物の破壊に着手し、その額は5億バーツにのぼった。

税関で破壊された違法貨物の数量及び詳細は以下の通りである。

- ・ 235 個 ( 電機ゲーム機 )
- ・ 863,000 個 ( 薬学的な製品 )
- ・ 22,000 個 ( 電球 )
- ・ 75,522 ( 音楽や映画の CD や猥褻な DVD )
- ・ 14,000Kgs ( タバコ )
- ・ 1,400 ケース ( シガレット )

- ・ 400 機 (ミニバイク及びその部品)
- ・ 2,600 個 (時計)

税関関連の犯罪、及び著作権侵害物品を含む禁制品の輸出入に対する法的行使は、タイ税関にとって、貿易関連犯罪の増大を鎮圧し、正規の貿易を促進し、かつ合法的な貿易業者を守る上で非常に重要である。毎年、税関では密輸品の取り締まりも熱心に行っている。2003 年度 (2002 年 10 月から 2003 年 9 月まで) において、税関は合計で 7,992 件の密輸品を取り締まり (麻薬を含む) 合計した額は 34 億 1392 万パーツとなった。(引用: Customs Press Release: Thai Customs Combats Trade in Counterfeit Goods)

他の例としては、2003 年 12 月 11 日木曜日午後 2 時に、税関局局長であるチャワリット・セタメーテクン氏は、税関局副局長であるマナス・カンパディー氏に委任して、UFO キャッチャー、電子ゲームマシン、CD、ハンドバック、ミニバイク、スパークプラグ、鍵、猥褻な貨物、時計、タバコ、電気器具、チェーンソー、危険な薬品、シガレット、洋服、食べ物といった、知的財産権を侵害する違法貨物の破壊に着手し、3000 万パーツの概算であった。

税関で破壊された押収物の数量及びその詳細は、以下の通りである。

- ・ 41,000 (精神医学的物質)
- ・ 18,400 (スパークプラグ)
- ・ 2,500 (音楽及び映画 CD)
- ・ 15,000 (シガレット)
- ・ 4,500 (ドライフルーツ)
- ・ 5,000 (時計)
- ・ 1,000 (ハンドバック)
- ・ 15,000 (化粧品)
- ・ 80 (ミニバイク)
- ・ 23,000 (携帯ゲーム機)
- ・ 40,800 (鍵)

2003 年度 (2002 年 10 月から 2003 年 9 月) において、税関は 10 億パーツの価値のある押収物を破壊した。(引用: Customs Press Release: Celebrate New Year: Thai Customs Destroys Illegal Imports/ Exports)

飛行機でタイ国に輸入される違法貨物は、その大部分が、有名で国際的な音楽著作権海賊版 CD 貨物 (CD,VCD,DVD、MP3 を含む) や有名なブランド物の時計などであった。さらに、不正商標商品や著作権侵害物品はタイの隣国である中国、香港、インドネシアなどから輸入されている。侵害者は、さまざまな方法を使って不正商標商品や著作権侵害物品の輸入を行っている。例えば、ブランド名なしの輸入貨物として記載して申告したが、実はブランド名について虚偽の申告をしており、違法ブランド貨物である場合がある。もしくは、コンピューターに使用する空の CD として記載し輸入品の申告をしたが、実は著作権海賊版の貨物である場合もある。

下記に記載するのは、バンコク国際空港税関支局での貨物の押収である。(引用：Customs press release : Thai Customs Seizes Obscene DVDs at the Bangkok International Airport)

輸出検査部の長であるラビ・プラテープドルブリーシャー氏によると、バンコク国際空港税関支局は、2003年9月15日の午後3時に、256万パーツの価値のある25,600以上の猥褻DVDを押収した。

国内への猥褻DVDの密輸品の存在が指摘されているため、財務省のスチャート・ジャビシダー氏は、税関局局長のチャワリット・セタメテクル氏、副局長のナンノイ・ナ・ラノン氏、バンコク国際空港税関支局の長であるチャートチャイ・スパカティタム氏、輸出検査部の長であるラビ・プラテープドルブリーシャー氏に対して、違法輸入DVDの検査及び押収を命じた。

2003年8月26日、税関の係官は、倉庫に保管されている疑わしいパッケージを発見した。かれは、管理人に通報し、こっそり検査した。2003年8月27日、“チアンピエン有限会社”からの税関仲介人が輸入申告書を持ってきたものであるが、バンコク国際空港税関支局の貨物台帳には輸入貨物を“コンピューター用のブランクCD”と記載していた。彼は、貨物の解放を求める税関の申告書類に記載していなかったため、2003年9月11日までの間に、税関の係官は、これらの疑わしいパッケージを検査するため了解を求め、256万パーツの価値のある25,00以上の猥褻DVDコピーを押収した。

この犯罪は、税関法2469年の第27条の2、税関法2482年(第9版)の第16条及び第17条により税関で逮捕及び摘発され、貨物は押収され、関連する税関局により法的手続きが取られた。

2003年度において、バンコク国際空港税関支局は、800万パーツの価値のある猥褻VCDと著作権海賊版のVCDの合計79,100枚のコピーを押収した。

### 3. 水際対策に関連するタイ税関の実務

前述したように、タイ税関は5つの区域と46の税関支局に分かれており、適切な管理を行っているが、各税関支局の税関係職員は、タイ税関の下で同一の法規により職務を行っている。

タイのいたるところの税関支局及び税関事務所における、疑わしい不正商標商品及び著作海賊貨物に関する税関職員の規範に関する法律規定は以下の通りである。

#### 3.1 商標権の行使に関する関連法規

- (1) タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987年(仏暦 2530年)
- (2) 税関局一般指導 No.2/1988(仏暦 2531年)(税関規則変更)
- (3) 税関局告示 No.6/1988(仏暦 2531年)(疑わしい海賊版貨物の商標検査について)

#### 3.2 著作権の行使に関する関連法規

- (1) タイ王国への輸出入に関する商務省告示(第94集)1993年
- (2) タイ王国への輸出入に関する商務省告示(第95集)1993年
- (3) タイ王国への輸出入に関する商務省告示(第96集)1993年
- (4) 税関局一般指導 No.27/1993(仏暦 2536年)(税関規則変更)
- (5) 税関局告示 No.28/1993(仏暦 2536年)(税関規則変更)

#### 3.3 輸出入手続き

貨物の通関手続きのため、輸出/入者は、タイへ船が出港/入港する時、税関に対して貨物申告書を提出しなければならない。税関の係官は、その申告書が正しく作成されているか、また必要な書類が添付されているかどうかについて審査する。もし輸出/入者が、支払いの際に正しい申告書を貨物倉庫へ提出した場合、税関検査官は申告書に記載された輸入積荷を検査する。もしその積荷が申告書の記載どおりであれば、税関の検査官はコンピューターシステムに結果を記録し、輸出/入者にその荷物を解放する。

マニュアルシステムによる積荷の検査手順はEDIシステムと異なっている。マニュアル貨物の通関では、積荷は税関局により無作為に検査される。一方、EDIシステムでは、税関により特定された無作為でない検査方法がとられている。(税関局告示 No.4/2000(仏暦 2543))

#### 3.4 知的財産権保護

通関地点における知的財産権の保護の点では、タイに輸入される貨物で知的財産権侵害の疑いのある貨物を検査する検査官は、押収部門に属する通常の税関検査官が担当している。税関の係員は、客船に乗り込んだり、コンテナを開けたり、疑わしい違法貨物を差し止める権限を有している。

税関の検査官が、権利者の申請あるいは検査官自身で違反している疑いのある貨物を見つけた場

合、その税関検査官は、その疑わしい貨物を輸入者に解放することは出来ないが、権利者に対し、速やかに、不正商標商品あるいは著作権海賊版貨物がタイに輸入されたことを通知しなければならない。もしその権利所有者が、疑わしい貨物が発見された後の決められた期間内にその貨物の検査のため税関に来ない場合、税関係員はその貨物を輸入者に解放しなければならない。権利所有者は、その疑わしい貨物が自らの権利を侵害している違法な貨物であるのかどうかを調べなければならない。

もし輸入者が、その疑わしい輸入貨物が不正商標商品であることについて否定しなかった場合、税関の係員は、その貨物を没収し、法的な手続きを取らなければならない。

もし、輸入者が、不正商標商品であることについて否定した場合、権利所有者は、侵害があったことを証明するため、商標検査フォームを添付書類とともに税関係員に提出しなければならない。この過程において、税関の係員は、当該貨物を 10 日間の期間差し止めておかなければならない。（TRIPS 協定に準拠）

権利所有者が、商標検査を申請せず、または権利所有者が十分な補助書類を持っていなかった場合、税関係員は輸入者にその貨物を解放しなければならない。権利所有者は、その申請により生じた損害について輸入者に対して責任を負わなければならない。

税関の係員は、疑わしい貨物が発見されたときに権利所有者に通知しなければならない。従って、権利所有者は、保護される権利をもち、かつ税関と連絡を取らなければならない。権利所有者がタイ国内に住所を持っていないが、権限を委任された者により知的財産権の保護申請書が提出された場合、税関は、その被委任者にその旨を通知しなければならない。今日において、商標権者は、タイの代理人を通じて政府に商標保護の申請書を提出することにより、商標権を保護することが可能である。

### 3.5 税関で押収される違反件数

大規模な量の不正商標商品及び著作権侵害物品の内訳は以下の通りである。

- ・ BVLGARI, LOUIS VUITTON, GUCCHI, CHRISTIAN DIOR, RADO といった、有名なヨーロッパのブランド物の腕時計、
- ・ VERSACE, POLP, GUCCHI といった婦人物の洋服やジャケット、ADIDAS, NIKE, FILA, REBOX といったスポーツ用シャツ
- ・ FERRAGAMO, GUCCHI, PRADA, CHANEL. LOUIS VUITTON といった、ハンドバッグやポーチなどのかばん、
- ・ CD DVD, MP3 形態のソフトウェア、ゲーム、音楽や映像作品
- ・ TRI-CIRCLE ブランドの鍵、サングラス、携帯用のハンドフリーセット

### 3.6 水際税関の一般情報

税関の輸出入通関及び密輸品や脱税品の対処方法についての一般的な情報を得るため、とりわけ、（海路、空路、陸路の）3つのルートに分かれる主要な通関地点における海賊貨物や違法貨物の鎮圧について、我々は、バンコク港税関局、バンコク国際空港税関局、そしてタイの3つの地区に位置する主要な税関局である、タイ北部のメーサーイ税関事務所、対北東部のノンカーイ税関事務所、そしてタイの東部にあるアランヤプラテート税関事務所の税関係官らにインタビュー調査を行った。

インタビューからわかったことは、知的財産保護は、現在では税関にとって大きな関心を払われていることである。なぜなら、過去において、知的財産保護におけるタイのイメージは、アメリカや日本のような先進国にとっては否定的であったからである。さらに、タイは、不正商標商品や著作権侵害物品がタイから大量に輸出されていることを非難されていた。従って、タイの税関は、知的財産間の犯罪に対し真剣にかつ継続的に対処するべく、知的財産権の保護に対する方策を設立した。加えて、税関局では、知的財産権の犯罪の捜査、監視及び鎮圧に関する権限を有する捜査及び鎮圧部署の部署内に知的財産専門の鎮圧課を設立することを計画しており、この部署は近い将来に設立されることであろう。

しかしながら、政府は、税関局や税関事務所に知的財産権侵害の鎮圧に対処するための予算を提供しておらず、税関には知的財産権侵害品の捜査及び鎮圧に携わる係員は存在しない。しかし、この件に携わる係員は、通関地点の通常の税関検査官である。税関において、著作権侵害物品や不正商標商品は税関の手続きで通過することはほとんどないが、大抵は国境付近で密輸されている。従って、海賊違法貨物に関連する事件が税関で押収されることはない。密輸に関していえば、税関を通過する違法貨物の輸入手続きはいくつかの方法があるが、税関に提出する申告書に実際に輸入する貨物とは異なるブランド名あるいは貨物名を記載する方法が一般的である。逮捕・押収される知的財産権侵害関連の密輸品は、主に不正商標商品あるいは著作権侵害物品である。違法貨物は大部分が海賊版の音楽及び映画 CD でそれぞれの税関に近い外国から輸入される。例えば、ノンカーイ県のコーン川で摘発された海賊版 CD は、ラオスに CD 製造機械があるためラオスで製造されている。費用については、申し出から何らかの損害がない限り、知的財産権侵害の鎮圧に関わる費用は支払われない。権利所有者が差し止めを申し出たときの税関に対する保証金については規定がないが、それぞれの税関によって異なる。

(A) バンコク港税関局の組織構造

バンコク港税関局

中央運営課	輸入手続課	輸入検査課	輸出課
一般総務局	中央局	中央局	輸出手続局
法務局	輸入手続局 -	石油及び液体検査局	輸出検査局
押収品課	再輸出輸入局	輸入検査局	搬送管理局
船舶検査及び 輸送管理局	恩典及び投資促進 局		

(B) バンコク国際空港税関局の組織構造

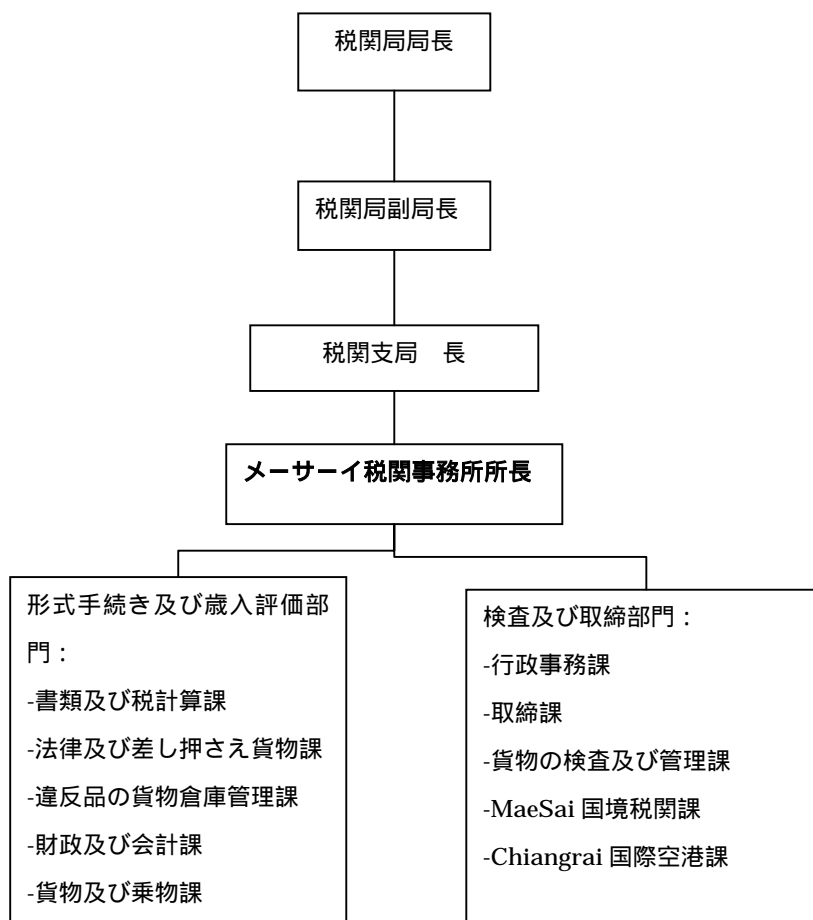
バンコク国際空港税関局

中央運営課	輸入手続課	輸入検査課	輸出課
一般総務局 e	輸入手続局	輸入検査局	輸出手続局
法務局	輸入手続局	輸入検査局	輸出検査局
押収品課	財政及び会計局	緊急検査局	輸出検査局
貨物分析局	恩典及び投資促進 局		

## (C) メーサーイ税関

メーサーイ税関事務所は、税関支局 下にあり、タイの北部に位置している。国境はミャンマー（タチレック地区）に接しており、メーサーイ川によって分断されている。メーサーイ税関事務所からバンコクまでは 900 キロメートルである。メーサーイ税関事務所は、税関法（No.7）2480 年の財務省省令 No.4 のもとで、1940 年 7 月 26 日に設立された。

### 1. メーサーイ税関事務所の組織構造



### 2. メーサーイ税関事務所の管轄区域

メーサーイ税関事務所の管轄区域は以下の通りである。

- ( 1 ) チェンセン税関事務所の管轄であるチェンセン、チェンコン税関事務所の管轄であるチェンコンとティエン以外の、チェンライ県すべて
- ( 2 ) チェンコン税関事務所の管轄であるチェンクム以外の、パヤオ県すべて
- ( 3 ) チェンライ国際空港

### 3 . 輸出入品

メーサーイ税関事務所での通関地点での輸出入貨物は、ミャンマーからタイへの輸入品やタイからの輸出品だけでなく、ミャンマーを経由して他国へ輸出される場合や他国からミャンマーを経由する場合もある。例えば、中国で製造された貨物がミャンマーを経由してタイへ輸入される。ミャンマーからタイへ輸入された貨物は、大部分が牛や水牛といった生きている動物や、調査用打ち込み機のような機械である。

Table 1 : 2003 年度メーサーイ税関での輸入品トップ 10

No.	Imported Goods	Value (Baht)
1.	生きた牛や水牛	24,523,657.50
2.	調査用打ち込み機	17,753,000.00
3.	樹皮	5,778,565.00
4.	ウイスキー	4,461,283.13
5.	洋服	3,127,482.00
6.	布地	2,032,652.00
7.	乾燥にんにく	1,881,755.00
8.	味付けしたフルーツ	1,727,350.00
9.	未加工の宝石	1,434,200.00
10.	その他	22,450,647.55
	Total	85,170,592.18

一方、タイからミャンマーへ輸出される貨物は、主にエンジンオイルや建設用品である。

Table 2 : 2003 年度メーサーイ税関での輸出品トップ 10

No.	Exported Goods	Value (Baht)
1.	エンジンオイル	364,369,092.29
2.	亜鉛の破片	168,770,954.55
3.	建設用品	167,470,660.08
4.	車のタイヤ	115,226,972.00
5.	セメント	83,882,296.72
6.	消耗品	70,505,714.44
7.	燻ったタイヤ	43,051,375.76
8.	線上の鉄	30,833,308.50
9.	電化製品	24,647,038.83
10.	その他	495,341,516.42
	Total	1,564,098,929.59

メーサーイ税関事務所の連絡先：

Address : Phaholyothin road, Mae Sai, Chaing Rai , 57130 Thailand

International call : 66-53-731 715

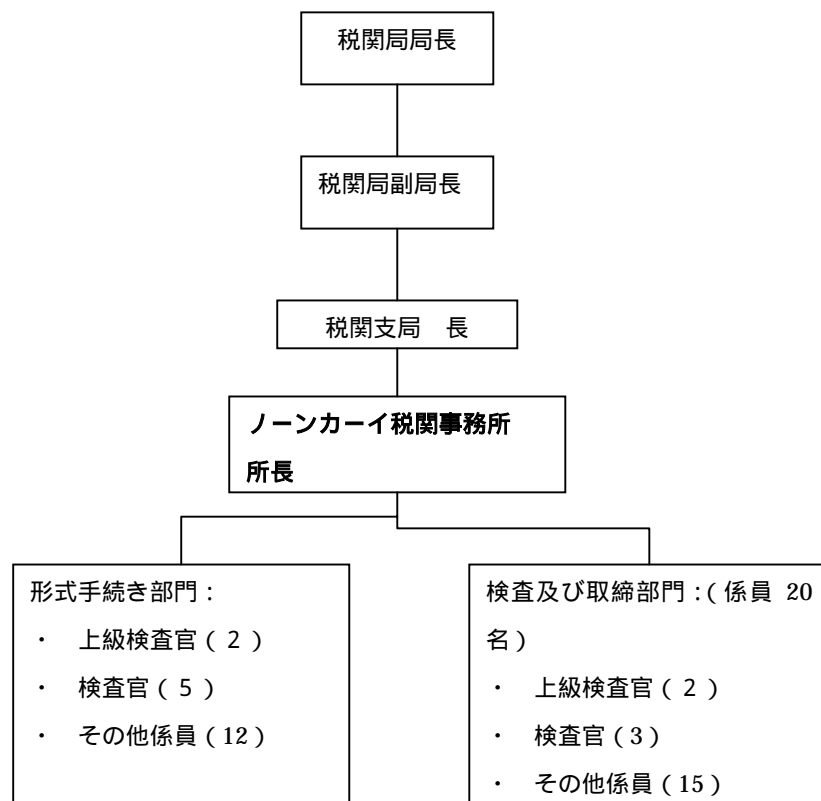
Domestic call : 053-731 715

Fax : 053-733 663

### (D) ノーンカーイ税関

ノーンカーイ税関事務所は、税関支局 下であり、タイ北東部のノーンカーイ県、ノンコムコー、ミトラパップ通りの政府機関のある中心部に位置している。国境は、ラオスと接しており、メコン川によって分断されている。

#### 1. ノーンカーイ税関事務所の組織図



#### 2. ノーンカーイ税関事務所の管轄区域

ノーンカーイ税関事務所の管轄区域は、ブンカルン税関事務所の権限区域を除いたノーンカーイ県のムアン、シリチェンマイ、スンコム、パタック、タボ、スラクライ、ポンピサイ、ファオライ、ラタナワペー、ソピサイ、パカッド地区である。

#### 3. 輸出入品

ノーンカーイ税関事務所での通関地点での輸出入品は、ラオスからタイへの輸出入品やタイからラオスへの輸出品だけでなく、ラオスから他国を経由しまたは他国からラオスを経由する場合もある。例えば、ヨーロッパで製造されたものがラオスを経由してタイで販売される。ラオスからタイへの輸入品は、主に木材や皮製品、電気線などである。

Table 3 : 2003 年度ノンカーイ税関での輸入品トップ 10

No.	Goods	Value (Baht)
1	板材	44,203,503
2	寄木	6,744,560
3	電気線	5,161,820
4	皮革	3,498,743
5	ダイナマイト	2,063,034
6	木製の写真立てフレーム	1,501,504
7	乾燥皮	1,069,060
8	大豆の種子	888,569
9	木製のドアフレーム	807,549
10	プラスチック製品	504,110

一方、タイからラオスへの輸出品は主に石油系製品や織物、洋服などである。

Table 4 : 2003 年度ノンカーイ税関での輸出品トップ 10

No.	Goods	Value (Baht)
1	石油系製品	93,495,595
2	ニット衣類や洋服	27,467,267
3	電気線	27,405,094
4	紙	20,778,387
5	綿製の織物	17,767,582
6	砂糖	15,610,924
7	子供/婦人服	11,134,217
8	動物用飼料	9,036,020
9	鉄	8,077,358
10	米	7,154,477

Table 5 : 2003 年度ノンカーイ税関での密輸品取り締まり件数

<b>Months</b>	<b>No. of cases</b>	<b>Value of Seized Goods (Baht)</b>	<b>Taxes</b>	<b>Sale Value of Seized Goods</b>	<b>Income brought to the Kingdom</b>
October	22	833,543.00	437,325.00	210,692.80	123,237.30
November	24	285,035.00	122,354.00	127,698.00	78,688.16
December	17	281,526.00	32,778.00	901,100.00	884,490.00
January	18	944,860.00	188,741.00	852,050.00	300.00
February	16	390,575.00	67,051.00	182,290.00	221,690.00
March	16	1,681,399.28	52,703.00	88,830.00	61,430.00
April	16	549,346.00	75,920.00	45,750.00	38,760.00
May	12	516,363.00	156,564.00	17,600.00	9,600.00
June	14	675,453.00	93,991.00	43,460.00	457,540.00
July	4	249,339.77	6,408.00	95,125.00	248,635.00
August	5	68,895.00	10,810.00	8,700.00	8,700.00
September	22	3,393,588.38	344,912.00	72,050.00	-
Total	186	9,869,923.43	1,589,557.00	2,645,345.80	2,133,070.46

Nong Khai Customs House

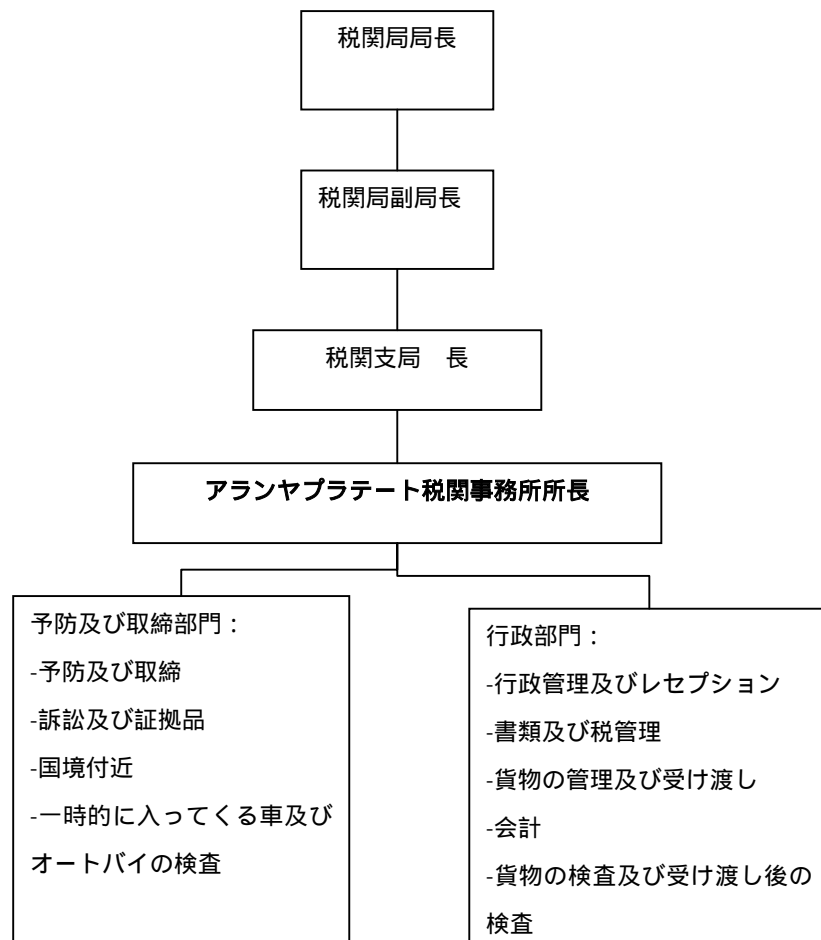
Address : Mitrapaph Road, Nong Kom Koh, Muang district, Nong Khai

Tel :

## (E) アランヤプラテート税関

アランヤプラテート税関事務所は、税関支局 下のタイ東部にあり、タイ国境から一キロメートルのサケーオ県アランヤプラテート地区、バンロールックに位置している。1931年11月1日に設立され、カンボジア国のバンタイ・ミンチャイ県に接している。

### 1. アランヤプラテート税関事務所の組織図



### 2. アランヤプラテート税関事務所の管轄地域

アランヤプラテート税関事務所の管轄地域は、プラチンブリ県とサケーオ県を含む地域である。

### 3. 輸出入品

カンボジアからタイへの輸入品は、主に鉄の破片や紙くず、トラクターなどである。

Table 6 : 2003 年度アランヤプラテート税関での輸入品トップ 10 (2002 年 10 月から 2003 年 9 月まで)

No.	輸入品	Value (Baht)
1	鉄くず	123,660,700.00
2	トラクター	57,553,825.00
3	地ならし機	16,218,197.00
4	紙くず	13,404,730.00
5	塩漬け淡水魚	8,827,746.00
6	生きた牛や水牛	7,513,575.00
7	アルミニウムくず	3,576,750.00
8	鉛	2,803,672.00
9	花の種子	1,250,239.00
10	乾燥とうがらし	530,000.00
11	その他	351,776,357.00
	Total	587,115,791.00

一方、タイからカンボジアへの輸出品は、主にバイク、セメント、エンジンオイルなどである。

Table 7 : 2003 年度アランヤプラテート税関での輸出品トップ 10  
(2002 年 10 月から 2003 年 9 月まで)

No.	Exported Goods	Value (Baht)
1	オートバイ	808,939,221.00
2	セメント	373,928,354.00
3	非加鉛ベンジン No.95	320,444,800.00
4	化学肥料	212,119,800.00
5	ハイスピードディーゼル	140,225,244.00
6	砂糖	132,993,011.00
7	トラックのタイヤ	118,865,004.00
8	オートバイ部品	92,672,575.00
9	ニット	68,892,699.00
10	サロン	55,371,479.00
11	その他	7,077,250,096.00
	<b>Total</b>	<b>9,402,702,283.00</b>

Table 8 : 2002-2003 年度アランヤプラテート税関での密輸品取り締まり件数

Months	No. of cases		Value of Seized Goods (Baht)	
	Fiscal Year 2002	Fiscal Year 2003	Fiscal Year 2002	Fiscal Year 2003
October	16	20	546,077.00	913,911.00
November	24	16	493,540.00	253,237.00
December	13	19	206,958.00	864,060.00
January	27	22	425,046.00	650,804.00
February	18	17	530,297.00	354,797.00
March	25	14	292,775.00	94,036.00
April	21	9	419,239.00	95,105.00
May	25	7	806,721.00	85,701.00
June	15	21	107,388.00	674,288.00
July	14	14	959,039.00	293,554.00
August	36	23	555,137.00	376,664.00
September	14	30	166,233.00	1,447,678.00
<b>Total</b>	<b>248</b>	<b>212</b>	<b>5,508,450.00</b>	<b>6,103,835.00</b>

アランヤプラテート税関事務所の連絡先 :

Aranyaprathet Customs House

Address : Ban Klong Luk, Aranyaprathet district, Sra Keaw

#### 4. 知的財産権保護に関する政府の方針

今日において、タイ政府は、知的財産権の案件に関わる調査や開発のための予算を提供することにより、知的財産権の創造性に対する重要性をタイ国民に意識化させることを目的とした国家的な政策及び戦略を確立した。2003 年度予算において、政府は、この件に関し、従来政府では行わなかったほどの 100 億バーツの予算を確保し、以下の政策を掲げた。

- ・ 基本的工業及び工業的連携の発展を促進する
- ・ 国内の工業部門の発展において SME の役割を促進する。
- ・ 国際貿易の競争に打ち勝つために民間部門を支援促進する
- ・ タイ国を、貨物やサービスの投資、貿易、展示会やフェアでの国際的な貨物展示の地域的なセンターとして促進する
- ・ 民間部門に共同サービスや戦略を提供し、民間部門の役割を促進する

結果として、政府は、2001 年 2 月 26 日月曜日に、議会において、知的財産権の侵害に対する鎮圧が徹底的にかつ継続的に行われるよう、知的財産権の保護に向けた強力でかつ迅速な試みが必要である、と再確認した。

さらに、閣僚会議では、2002 年 1 月 29 日及び 9 月 3 日において、知的財産局とタイ警察は、合法的な CD 製品に付けるラベルの発行の可能性について、密接に協力し、継続的にタイ国内の海賊版を鎮圧しなければならない、との結論に達した。

政府の政策及び戦略について、政府機関と民間部門との間で 4 つの覚書が締結された。さらに、内務省を議長とする知的財産権犯罪の予防及び鎮圧に関する委員会が首相条例 No.249/2544 (2001 年) のもとで設置された。覚書のリストは以下の通りである。

- (1) 知的財産を侵害する輸入及び輸出貨物の共同保護活動に関する覚書
  - (2) 知的財産侵害品販売の共同予防活動に関する覚書
  - (3) 関連政府組織における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書
  - (4) 政府組織 7 機関における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書
- (上記の覚書は Annex を参照)

タイ政府は、知的財産権の侵害に関する重要性を十分に認識し、さまざまな保護及び行使方法を取っている。

- (1) 権利の保護：特許、商標、配置回路の登録や、著作権情報や伝統的知識、地理的表示の記録を通じた権利保護
- (2) 行使：公共及び民間部門は、以下の行使方法により密接に協力する。

商務省は、タイ警察、消費者保護委員会局、税関、税務局、行使局、工業局、外国貿易局、国内貿易局、ビジネス開発局、知的財産局、特別事件捜査局、首都電気公社、地方電気公社の13つの関連機関間の知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書により、上記機関と協力して知的財産侵害に対する行使を強力的に行う。

先の覚書及びその実行の効果のため、覚書では知的財産権の行使のための以下の活動プランを設定している。

#### 1. コンパクトディスク製造機械の輸入に関する管理方法

##### 方策：

- (1) CD 製造機械はライセンスが必要である。そのような機械の輸入を希望する者は、権利所有者として登録されるか、または公的な権利所有者によって使用許可を受けなければならない。
- (2) 覚書により、適正なライセンスを持ったタイの輸入者のみに CD 製造機械販売するよう、CD 製造機械の11の販売国に協力を求める。

##### 検討事項：

覚書では、それぞれの CD 製造機械にインストールする CD の製造数の表示義務に関する規定について検討中である。

#### 2. コンパクトディスクの製造管理方法

##### 方策：

- (1) CD 製造機械を所有する者は、国内貿易局にその機械の台数及び設置場所を報告することが求められる。現在のところ45の報告があるが、カセットテープ製造者であったり、機械をすでに没収された者や、機械を借用している者もあり、残りの37件については検査が必要である。
- (2) CD の製造者もしくはライセンシーは、各月末に製造数、ライセンスによる製造数、販売数、引渡し数、残数、及び購買者や製造請負者、製造者の名前及び住所について報告することが求められる。
- (3) CD 製造の製造請負者は、その契約者の名前及び住所と共に、注文数、販売数、残数について各月末に国内貿易局に報告することが求められる。
- (4) 製造者、製造請負者あるいはライセンシーは、注文数、製造の品質、販売数、搬送数、残数に関する製品に関する詳細な報告が求められる。すべての詳細は会社の本局に保管され、いつでも検査が受けられるようにしておかなければならない。
- (5) カセットテープ、CD、ビデオテープの製造者及び輸入者は、小売価格についても提示しなければならない。
- (6) 電気を使用した製造、輸送、販売やその他の活動については、首都電気公社及び地方電気公社により監視される。
- (7) 証明を受けた工場による製品は、ラベルをつけることが求められる。
- (8) 音声記録物や光学ディスク製品の製造に関わる個人や未登録のパートナーシップは、ビジ

ネス開発局にその会計及び報告をしなければならない。

- ( 9 ) CD 製造工場は、工業局の管理のもとにおかれる。
- ( 10 ) 歳入局の局長の命令により、CD 製造者及び製造請負者は収入会計を別に所有しなければならない。
- ( 11 ) 覚書により、CD、カセットテープ、ビデオテープ、VCD,DVD,やその他のデジタルオーディオ記録物の製造者、製造請負者でタイ国外の娯楽関係を扱う者は、商業登録をしなければならない。

#### 検討事項：

政府評議会は、光学ディスク管理法案を検討し、内閣に提出した。この法案は国会での討議に提出する前で、内閣にて最終検討段階中である。

### 3 . コンパクトディスクの販売管理方法

方策：

- ( 1 ) CD 販売店は、タイ警察からのライセンスを取らなければならない。
- ( 2 ) 絵や音声を含むビデオゲーム、レーザーディスク、DVD,VCD,CD-ROM は、タイ警察により検閲されなければならない。
- ( 3 ) CD を販売している個人や未登録のパートナーシップは、ビジネス開発局に会計及び報告をしなければならない。
- ( 4 ) 娯楽目的の CD の販売者及び貸付者は、ビジネス開発局にそのビジネスを登録しなければならない。
- ( 5 ) CD,カセットテープ、ビデオテープ（その他の音声や絵のあるものを含む）の販売者は、その貨物の製造者や製造請負人名、商号、著作権所有者の商標などの情報の付いたカバーやパッケージのある貨物を販売しなければならない。
- ( 6 ) 覚書では、疑わしい海賊物を販売している店のリストのほかに正規貨物販売店の名前もタイ警察のほうに回覧されている。

### 4 . 褒賞金及び恩典についての方策

方策：

2003 年 5 月 26 日の内閣会議において、海賊版 CD の権利行使に関わる係員及び個人に対する褒賞金及び恩典を認める規定が承認された。

その規定の要点は以下のとおりである。

- ( 1 ) 一台の CD 製造機械を所持した工場の押収に関するケースでは、褒賞金は 100 万から 200 万バーツとする。
- ( 2 ) 海賊版貨物の保管に関して 300 以上の証拠のあった場合、報奨金は証拠一つにつき 3 万バーツとする。

(3) 上記の1と2に基づく活動に関わった者は、その総利益の10パーセントを得る。

政府評議会(グループ5)は、先の案を提出し、内閣に承認された。

## 5. 押収の方法

(1) 2003年5月1日から開始する。

(2) 覚書により、知的財産権の違反取締りには、すべての関連組織からの担当者、著作権所有者の代表者、CD工場、その他のショッピングセンターの担当者からなる7つの捜査隊が設置される。5つの捜査隊では、15のショッピングセンターの検査を行い、そのほかの2つの捜査隊では、CDの製造元の検査を行う。この捜査隊は2003年5月1日から活動を開始し、休日はない。

(注: 以下の番号〔2.2,2.3...〕は覚書記載の通り引用)

2.2 さらに、7つの政府機関、すなわち、タイ警察、広報室、知的財産局、首都電気公社、地方電気公社、税関、税務局において、ケーブルテレビに関する著作権所有者の間での知的財産権の行使に関する関連組織の協力に関する覚書を締結する。

2.3 国内貿易に関する規定: この方策は、現実的目標及び効果的な概算を設置することにより、海賊版貨物を鎮圧し、著作権及び商標の所有者を救い、責務や役割を向上することを目的とする。このことは、海賊版貨物の押収に関する協力に関する覚書にも述べられている。(19機関)

2.4 海賊版貨物の輸出入の阻止は、20の政府組織及び民間組織によって署名された、違法貨物の鎮圧に関する関係機関及び民間部門の協力に関する覚書のもとで、著作権及び商標の所有者、及び税関の協力を通じて行われる。税関は、多大な協力を得て疑わしい貨物の検査を行い(すべての組織は税関の関連法規に従う)、重要な目的を遂行するために関連法規の改善に努める。

## (3) 防護措置

3.1 CD製造法案により、CDの製造を管理する有効な手段を増やす。

3.2 知的財産法及びその手続きに関して、警察担当者や経営者、一般の人向けのセミナーやワークショップを開催する。

3.3 ラジオやテレビ、新聞などで、知的財産権の情報や知識の啓蒙化を図る。

3.4 ショッピングセンターや貿易業者に対して、正規の貨物の販売をするよう啓蒙する。

3.5 知的財産権の所有者に対し、正規の貨物と海賊版との間の値段の格差を減少させるために、自らの貨物の低価格化するよう協力を求める。

3.6 知的財産に関する展示物や一村一品貨物(OTOP)の展示、フリーコンサートを含めた、知的財産に関する催しを行う。

・ **観察対象地域**

不正商標商品や著作権侵害物品は、税関で解放された後、タイ全土のさまざまな箇所に頒布されるため、知的財産権所有者は、以下の観察地域について、常時気をつけておく必要がある。

〔1〕 バンコクエリア

著作権関連：

- (1) パッポン及びシーロムエリア
- (2) スクンビットエリア (Soi 3-9)
- (3) クロントム及びサパーンレックエリア
- (4) バーンモーエリア
- (5) パンティップエリア
- (6) ジアランシットショッピングセンター

商標権関連：

- (1) パッポン及びシーロムエリア
- (2) スクンビットエリア (Soi 3-9)
- (3) マーブンクロンショッピングセンター

〔2〕 地方エリア

著作権及び商標権関連：

- (1) プーケット地方：パトン、カタ、カロンビーチエリア
- (2) チェンマイ地方：ナイトバザール、コンピュータープラザアイコン、リンハママーケット
- (3) チョンブリー地方：パタヤービーチエリア、チャトチャックチョンブリーマーケット、シーラチャー地方オヨビコンピュータープラザ
- (4) ソンクラエ地方：ハジャイ地方、ヤンディー、サンチスック、キムヨンマーケット、ボーコーソーマーケット

-付録-

# <付録>

## 1. タイ税関の概要

### (1) 歴史的背景

ラマ 4 世支配下であった当時、“Tax House” が輸入物品の関税徴収のために設立された。その後、ラマ 5 世支配下の政府がまず公共部門によって管理された関税徴収システムを推奨した。税関がその後設立され、あらゆる税・関税の徴収に責任をもつことになった。それは現在税関局として知られている。

税関の設立以降、タイの税関局の本務は国際収支としての税・関税の徴収である。現在新しい任務と機能が現れ、新たな基本方針に応じるための長期計画が整えられている。前者の役割と機能に加えて、税関局は、公共に向けた迅速でより良いサービスを提供する必要と共に転機を迎えている。輸出促進への重視と公約への遵守、国際協定への義務は関税局全般の構造と運営に影響する。そしてこれが再編制へ先導し、新たな目標へ達成するための試みとなるだろう。

### (2) 構想と使命

#### (2.1) 構想

タイ関税局は同局が東南アジアで最高のサービスを提供している現代的税関管理だと評価している。

#### (2.2) 使命

私たちは以下の項目に奮闘する。

1. 貿易の便宜を図るため国際基準に対応する現代的な税関サービスを提供し国家の競争上の優位性を増加させる。
2. 公正、明確、効果的で効率的な税・関税の徴収管理を確保する。
3. 国際貿易の供給プロセスへの安全性を増加させ、税関に関係する手段を用いた可能な限り最大の国際収益を獲得する。

### (3) 機能と義務

関税局は財務省下の政府機関の 1 つである。主な機能と責任は以下の通りである。

- 関税・税の徴収
- 輸入関税と輸出関税、また他の政府機関に代わって付加価値税 (VAT)、物品税、市税などの徴収
- 関連法令や条約を遵守するための輸入品・輸出品管理
- 密輸、脱税など他の税関違反を含む防止と取締り

-付録-

- 租税措置を通じた生産と輸出促進
- 国際貿易の円滑化

加えて、関税局は以下の機能も委託されている。

- 現在の経済状況を考慮した上で財務省へ関税政策の提案
- 輸出入の統計また税関関係の情報の編集と出版

#### (4) タイの税関局の組織的構造

税関局長

長官官房  
内部監査部

副税関局長 I

##### バンコク港税関局

- 中央事業部
- 輸入手続部
- 輸入検査部
- 輸出部

##### バンコク税関局

- 中央行政部
- 民間港検品部
- 港外検品部 I
- バンコク鉄道税関
- 郵送税関
- 港外検品部 II

##### レムチャバン港税関局

- 中央行政部
- 手続・収益査定部
- 検品管理部
- 保税倉庫・無関税区域部

副関税局長 II

##### 検査・取締局

- 中央行政局
- 薬物取締り・情報技術部
- 土地取締り部
- 海洋取締り部
- 差押え物件部

##### 法務局

- 中央行政局
- 法律規定業務部
- 国際法務部
- 訟務局

##### 税務監査局

-付録-

- 中央行政局
- 情報分析・船荷証券管理グループ
- 業務調査グループ
- 特権審査グループ

特別税関局

- 中央行政局
- 特権基準部
- 保税倉庫部
- 無関税区域部
- 関税払い戻し部

手続・査定基準局

- 手続・査定基準業務
- 査定要請分析業務Ⅰ
- 査定要請分析業務Ⅱ
- 委員会要請業務

関税部類局

- 関税部類業務
- 関税部類基準業務
  - 関税部類検討Ⅰ
  - 関税部類検討Ⅱ
- 免税

貨物分析局

- 貨物分析基準業務
- 貨物分析サービス・サポート業務

副税関局長Ⅲ

バンコク国際空港税関局

- 中央事業部
- 貨物分析部
- 輸入手続部
- 輸入検査部
- 輸出部
- 乗客の荷物検査部

企画・国際業務局

- 管理課
- 企画・見積部
- 研究開発グループ
- 国際部

効率向上業務

税関外務参事官

## 副税関局長 IV

### 情報技術伝達局

- 総務課
- 情報技術システムの企画開発グループ
- ネットワーク事業部
- 情報サービス部

### 人材管理局

- 中央総務部
- 労働・人材グループ
- Customs Institute
- 人事管理部
- 道德倫理学部

### 税関支局 I

- 中央総務部
- 企画・取締局
- 自由貿易地域/ 輸出工業地域
- 税関

### 税関支局 II

- 中央総務部
- 企画・取締局
- 自由貿易地域/ 輸出工業地域
- 税関

### 税関支局 III

- 中央総務部
- 企画・取締局
- 自由貿易地域/ 輸出工業地域
- 税関

### 税関支局 IV

- 中央総務部
- 企画・取締局
- 自由貿易地域/ 輸出工業地域
- 税関

### 国庫課

- 総務業務
- 税務
- 会計・予算業務
- 財務部
- 総合倉庫部

## 管理編成

関税局は現在 3 つのグループで構成されている：

1. **グループ 1** は局の一般的なサポートとサービスに関する責任を有する。つまり

- (1) 秘書課；
- (2) 財務部；
- (3) 人材管理部；そして
- (4) 内部監査部。

### 1 秘書課

事務所では局の一般的総務の責任を有する。つまり：

- a. 書類の受け取りと配給；
- b. 局の総務援助；
- c. 局のサービス・活動の情報の宣伝活動；
- d. 通関手続において使用する様々な通関カードの発行

### 2 財務部

この部では局の財務において責任を持ち、つまり地方税関支局を除いた会計、予算、支払い、材料と備品調達、そして所有物の維持管理を行っている。

### 3 人材管理局

この局では以下の責任を有する：

- a. 人事異動管理
- b. 税関や民間企業を含む関係部門への研修実施

### 4 内部監査部

この部は直接局長の管理の下にあり、任務は以下のとおり：

- a. あらゆる局の会計書類の確認；
- b. 局の財務問題と業務手順の研究と分析
- c. 財務管理について妥当な指針の提案

1. **グループ 2** は国際業務、企画、実務評価、通関業務の規格、情報技術開発、そして関税分類と政策に責任を持ち、以下のように構成されている。

- (1) 企画・国際業務局；
- (2) 通関手続・評価基準部；
- (3) 情報技術伝達局；
- (4) 法務局；
- (5) 税関分類・政策部；

- (6) 研究部；
- (7) 向上開発部；
- (8) ベルギーの税関総領事館事務所；そして
- (9) 香港の税関総領事館事務所

#### 1 企画・国際業務局

この局の責任は以下のとおりである。

- a. 関税と任務の徴収の妥当な政策の提案、徴収目標の設定、そして実務計画の準備
- b. 税関に関する経済政策の研究と分析
- c. 税関の業務の監視と評価；
- d. 経済、国際貿易においての情報の研究と分析、それらを他の税関と比較、政策決定のための報告書を管理者に提出；
- e. 世界税関機構、世界規模の税関管理者そして税関が関係する国際的機関との調整；
- f. 税関国際業務の中心的存在。

#### 2 通関手続・評価基準部

この部の責任は以下のとおりである。

- a. 税関業務基準の確立
- b. 税関手続の改善のための提言と同様に税関の基準を提供する中心技術的部門

#### 3 情報技術伝達局

この局の責任は以下のとおりである。

- a. 局のコンピューターシステム開発のための企画
- b. 局の情報技術ネットワークの中心的存在
- c. 他の部署に対して技術的サポートを提供

#### 4 法務局

この局の責任は以下のとおりである。

- a. 税関の実施とその他の法令、関税法、そして国際的義務と関税徴収における税関法と関税法の修正
- b. 同局内での法的措置と契約、民事義務である負債、そして立法行為の実施
- c. 税関と関連法においてアドバイスを提供

#### 5 税関分類・政策部

この部の責任は以下の通りである。

- a. 税関分類と修正
- b. 国際的又は2者間で合意した関税の再編制に対する影響力の研究
- c. 関税分類に関する国営及び民間企業からの不満や希望への考慮

## 6 税関研究グループ

- a. 分析方法の基本設定
- b. アドバイス、奨励、そして貨物分析に関する問題解決の提供
- c. 貨物分析管理の中心的存在

## 7 向上開発部

この部の責任は以下のとおりである。

- a. 局の管理又は業務手順に対するモデル又は方法の発達
  - b. 重要なプロジェクトの監視と評価
2. **グループ3**は税関手続、関税の徴収、輸入及び輸出検査、輸出の促進、そしてバンコクと地方両方において通関上の違反の取締りに責任を有する。
- (1) 審査・取締局
  - (2) 事後通関手続監局
  - (3) 特別税関局
  - (4) バンコク港通関局
  - (5) バンコク税関局；
  - (6) バンコク国際空港税関局；
  - (7) レムチャバン港税関局；そして
- (8) (11) 地方通関局 1-4.

### 1 審査取締局

この局の責任は以下のとおりである。

- a. 通関、関連法令に対する違反の取締りと監視、審査
- b. 強奪された物資の処分
- c. 局の情報通信、電気通信の中心的存在

### 2 事後通関手続監査局

この局の責任は以下のとおりである。

- a. 通関手続後のあらゆる書類の確認
- b. 事後監査

### 3 特典関税局

この局の責任は以下のとおりである。

- a. 税関の免除特典に関する基準の設定及び助言あるいは情報の提供
- b. 保税倉庫、フリーゾーン、その他税関法で規定するその他の場所の設立申請の検討、及び設立後の場所の管理
- c. 形式的手続き、関税の徴収、税金還付、乗り物及び積荷の管理、保税倉庫に

おける通関貨物の検査及び解放、権限のある地域におけるフリーゾーンと EPZ  
d. 税金の控除及び調整における承認及びその配給

#### 4 バンコク港通関局

この局の責任とは以下のとおりである

- a. バンコク港における通関手続、関税の徴収、輸送手段と積荷、検査、輸入及び輸出品の通関手続、積み替え貨物、そして移動中の貨物
- b. 通関、関連法令の実施
- c. 荷主不明貨物と押収品の処分

#### 5 バンコク税関局

この局の責任は以下のとおりである

- a. 責任を有する地域（バンコク、サムットプラカン、サムットサコーン、ノンタブリー、パトゥムタニ、ナコンパトム）における検査、輸入及び輸出品通関手続、積み替え貨物、そして移動中の貨物だけでなく、通関手続、関税の徴収、輸送手段と積荷の管理
- b. 通関、関連法令の実施
- c. 荷主不明貨物と押収品の処分

#### 6 バンコク国際空港税関局

この局の責任は以下のとおりである。

- a. バンコク国際空港における通関手続、関税の徴収、輸送手段と積荷、検査、輸入及び輸出品の通関手続、積み替え貨物、そして移動中の貨物
- b. 通関、関連法令の実施
- c. 荷主不明貨物と押収品の処分
- d. バンコク国際空港地域内における通関や関連法令に対する違反の取締り、検査、監視
- e. 免税店、保税倉庫、航空工作所、そして維持管理センターの管理。

#### 7 レムチャバン港関税局

この局の責任は以下のとおりである。

- a. 責任を有する地域内での輸入及び輸出品の検査、通関手続、積み替え貨物、移動中貨物、保税倉庫への貨物の出し入れ、自由地帯もしくは緊急時計画区域だけでなく、通関手続、関税徴収、輸送手段と貨物の管理
- b. 通関、関連法令の実施
- c. 押収品の処分

#### (8-11) 地方税関支局 I- IV

局の政策に従って地方での業務の効率を最大限にすること。タイは4つの地域に分かれており、それぞれ地方税関支局によって管轄されている。それぞれの地域に1人の局長があり、地方業務は以下のように区分される。

1. 地方税関支局 I : バンコク、タイ中央部で12の税関事務所で構成される。

-付録-

2. 地方税関支局 II : ノーンカーイ、タイ北東部で9の税関事務所で構成される。
3. 地方税関支局 III : チェンマイ、タイ北部で9つの税関事務所で構成される。
4. 地方税関支局 IV : ソンクラー、タイ南部で16の税関事務所で構成される。

局の責任は以下のとおり

- a. 通関手続、関税の徴収、輸送手段と積荷、検査、輸入及び輸出品の通関手続、積み替え貨物、そして移動中の貨物
- b. 通関、関連法令の実施
- c. 荷主不明貨物と押収品の処分
- d. 通関、関連法令に対する違反の取締りと監視、審査
- e. 人材、財務、会計、物資の管理
- f. 企画、審査の実施

## (5) 収入徴収

税関は他の手数料と同様、輸入関税・輸出関税を回収する。 関税局によって回収される重要政府収源は、

1. 税関法に基づく関税
2. 物品税、そして
3. 税務課への付加価値税

加えて関税局によって徴収される手数料として、

1. 投資促進事業に対する追加税
2. 参加費用、延長料、税関印料、RTC ストラップ費用、賃貸料のような税関法に基づく手数料
3. タイ航法に基づく灯台費用のようなその他法令下の費用

(6) 場所及び連絡先



**中央部**

局/ 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-9017,0-2249-0431-40
税関局長	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-0442
副税関局長Ⅰ	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4055
副税関局長Ⅱ	クロントイ	バンコク	10110	0-2672-7685,0-2672-7865
副税関局長Ⅲ	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4073,0-2672-8133
副税関局長Ⅳ	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4081,0-2249-0443
法務局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7024
バンコク港税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-7382
バンコク税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-0444,0-2667-6000-1
バンコク国際空港税関局	ドンムアン	バンコク	10210	0-2535-1431,0-2535-1039, 0-2523-7324,0-2523-6430
レムチャバン港関税局	クロントイ	バンコク	10110	(038)409301,490151
内部監査部	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7368,0-2671-7368
関税部類局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4399,0-2671-8658
税関外務参事官	クロントイ	バンコク	10110	0-2660-5759
手続・査定基準局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7170-3
貨物分析局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-1122
効率向上業務	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7795,0-2667-7564
国庫課	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4113
秘書課	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7980, 0-2672-8127
人材管理局	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7969,0-2671-7969,0-2249-4218
企画・国際業務局	クロントイ	バンコク	10110	0-2240-2617,0-2671-7639
特別税関局	クロントイ	バンコク	10110	0-2672-8122
情報技術・伝達局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4167
税務監査局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4192
調査・取締局	クロントイ	バンコク	10110	0-2249-4205

**地方税関支局 I**

局 / 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 I	クロントイ	バンコク	10110	0-2667-7299
プラチュアップケレカン 税関	ムアン	プラチュアップケレカン	77000	(032)611383, 611378
バンレーム税関	バンレーム	ベッチャブリー	76110	(032)481825-6
メクロン 税関	ムアン	サムットソクラン	75000	(034)711555,713079
アランヤプラテート 税関	アランヤプラテート	サケーウ	27120	(037)231214
クロンヤイ税関 House	クロンヤイ	トラート	23110	(039)581019,581361
マブタプット税関	ムアン	ラヨ - ン	21150	(038)683371,683369
サンクラブリ税関	サンクラブリ	カンチャナブリ -	71240	(034)595298-9
ラノーン税関	ムアン	ラノーン	85000	(077) 824874,824872
チュムポーン税関	ムアン	チュンポーン	86000	(077) 571734-5
バンドン税関	ムアン	スラータニー	84000	(077) 282510,272016
チャンチャブリ - 税関	ムアン	チャンタブリー	22000	(039) 322133
サムイ島税関	サムイ島	スラータニー	84140	(077) 421366

**地方税関支局 II**

局 / 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 II	ムアン	ノンカイ	43000	(042) 411715, 461153
ノンカイ税関	ムアン	ノンカイ	43000	(042) 411518, 421468
ブンカン税関	ブンカン	ノンカイ	43140	(042) 491179, 491180
ナコンパノム税関	ムアン	ナコンパノム	48000	(042) 511499
ムッタハン税関	ムアン	ムッタハン	49000	(042) 611758, 611775
タリ税関	タリ	ルーイ	42140	(042) 889187
チェンカン税関	チェンカン	ルーイ	42110	(042) 821100
チョンジョム税関	ムアンスリン	スリン	32000	(044) 513847
ピブンマンサハン税関	ピブンマンサハン	ウボンラーチャタニー	34110	(045) 441013, 441345
ケマラット税関	ケマラット	ウボンラーチャタニー	34170	(045) 491180

**地方税関支局 III**

局 / 税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方税関支局 III	ムアン	チェンマイ	50000	(053) 270660-1 ext. 102
メーサーイ税関	メーサーイ	チェンライ	57130	(053) 733662
チェンセーン税関	チェンセーン	チェンライ	57150	(053) 777097-8
チェンコン税関	チェンコン	チェンライ	57140	(053) 791435
メーホンソーン税関	ムアン	メーホンソーン	58000	(053) 612041, 611921
メーサリアン税関	メーサリアン	メーホンソーン	58110	(053) 681312
チェンダオ税関	チェンダオ	チェンマイ	50170	(053) 455187,455055
チェンマイ空港税関	ムアン	チェンマイ	50000	(053) 277699,280827
メーソッド税関	メーソッド	タック	63110	(055) 563095, 563910
タンチャン	タンチャン	ナーン	55130	(054) 795082

地方税関支局

局/税関	地区	県	郵便番号	電話番号
地方関税局	ムアン	ソクラン - ン	90000	(074) 311871
ナコンシータマラート税関	ムアン	ナコンシー タマラート	80000	(075) 369371
シチョン税関	シチョン	ナコンシー タマラート	80120	(075) 536433,536434
ソクラン - ン税関	シンナコ ーン	ソクラン - ン	90280	(074) 331399
サダーオ税関	サダーオ	ソクラン - ン	90120	(074)412594,411029
パダンベサー関税	サダーオ	ソクラン - ン	90120	(074) 521991-2
ハジャイ空港税関	ハジャイ	ソクラン - ン	90115	(074) 251082
パッタニー税関	ムアン	パッタニー	94000	(073) 335163-4
タバイ税関	タバイ	ナラティワ ート	96110	(073) 581276-7
サンガイコロン税関	サンガイ コロン	ナラティワ ート	96120	(073) 611368-9
ベトン税関	ベトン	ヤラ	95110	(073)231024, 231194
プーケット税関	ムアン	プーケット	83000	(076) 211105-6
プーケット国際空港税関	タラン	プーケット	83110	(076) 327436-5
クラビー税関	ムアン	クラビー	81000	(075)611350,620950
カンタン税関	カンタン	トラン	92110	(075) 251003
ワンプラチャン税関	クアド ーン	サトゥーン	91160	(074) 797095
サトゥーン税関	ムアン	サトゥーン	91000	(074)711072, 721389

## 2. 輸入・輸出手続

タイに積荷が発着する際、輸入者又は輸出者は貨物の通関手続のため、税関に証明書類と一緒に貨物申請書を提出しなければならない。適法な積荷の流れ、動きをスピードアップ、円滑にするために、税関局は2つの通関システム、マニュアル型とオンラインデータ交換(EDI)を提供している。

### 1. 必要書類

1.1 法人：輸入・輸出業者に関連した法人は以下のように分類された適当なスマートカードの申請が必要となる。

- (1) 輸入者・輸出者用ゴールドカード
- (2) 認可済み税関ブローカーカード(シルバー)
- (3) 所有者又は管理者カード(イエロー)
- (4) 代理人カード(グリーン)
- (5) 税関手続カード(ピンク)

税関部は民間企業が輸入者・輸出者や関係者にスマートカードを発行することを許可しています。スマートカードについてさらに詳しい情報は、以下までご連絡ください。  
Ground Floor, 120-Year Building, Customs Department, Tel. 0-22402773-6 and 0-22402779.

1.2 自然人：自然人は通関手続の段階で下記の身分証明書類のいずれかの提出を求められる。

- (1) ID カード
- (2) 国家公務員用 ID カード
- (3) 国営企業職員用 ID カード
- (4) パスポート(タイ非居住人)

### 2. 輸入通関手続

2.1 輸入申請書の提出：輸入通関手続の初段階としてマニュアル又は EDI システムにて輸入申請書(Customs Form 99 or 99/1)を提出する。

2.2 証明書類の準備：第2段階として証明書類を準備する。(税関通知書 No. 38/2543 の規定より)

- (1)BL 又は AWB
- (2) 請求書の複製 3 枚
- (3) 梱包明細書
- (4) 保険請求書

-付録-

- (5) 解放承諾書 (Customs Form 100/1 or 469);
- (6) 輸入価額 500,000 バーツを超える場合、外国取引書
- (7) 輸入許可証 (適用可能な場合)
- (8) 原産地証明書 (適用可能な場合)
- (9) カタログや製品の明細書などその他関連書類

2.3 申請書と証明書類の確認：第3段階として税関によって通関港に申請書と全ての証明書類が検査のため提出される。(EDI レッドライン又はマニュアル形式の場合)税関職員は申請書が適切に記入されているかどうか、必要証明書類が揃っているかどうかを確認する。加えて関税の算定、資材評価もこの段階で検査される。

2.4 関税の徴収：第4段階としては適切な関税の支払いそして/ または預金の保証である。現在輸入関税の支払いには4つの意味がある。

(1) 税関局での支払い：輸入者は輸入港の出納課に支払いをする。税関はそれから貨物を関係倉庫での検査及び解放で使用される領収書を発行する。支払いは現金か小切手によるものとし、小切手の場合は以下のものでなければならない。

- タイ銀行 (BOT) で発行された小切手
- 銀行振出小切手;
- 銀行の保証書を伴った小切手
- 為替手形又は国際為替手形

(2) BOT のパーツ単位によるオンライン支払い：1998年1月1日より、輸入者はタイ商業銀行が関税局に対してタイパーツ単位で支払いを転送することが認められている。

(3) クルンタイ銀行のオンライン支払い (出納システム)：税関局とクルンタイ銀行は2000年9月1日から提携している。このサービスを利用する輸入者は、

- 税関通知書 No 77/2543 に添付されている関税支払い用紙を複製1枚と共にそろえる。
- クルンタイ銀行のいずれかの支店にて関税局の口座への支払い用紙を提出する。そして銀行は輸入者に支払い確認番号を添えてその複写を返却する。取引処理それぞれの銀行手数料は30パーツである。
- 輸入申請書の1ページ目に支払い確認番号を記入し、積荷の検査と解放で使用される領収書を受け取るために証明書類を関税局の出納課に提出する。

(4) EDI 経由のオンライン支払い (EFT) 関税支払人 (輸入者・輸出業者)、仲介の銀行 (輸入者・輸出業者が口座を持っている銀行)、税関銀行、そして税関局の間で支払いが行われる。EDI を通した EFT システムの過程は以下のとおり。

・ 関税支払人はオンラインで税関銀行に対して支払いを転送するように指示する。

・ オンライン支払いが承認された後、仲介銀行は関税支払人に参考のため処理番号を割り当てる。そして税関銀行に支払いを転送する。

- ・ EFT を通し支払いが完全にされた際、税関銀行はオンラインで仲介銀行が関税支払人に与えた処理番号に関して関税局に支払い通知をする。
- ・ 同時に、関税支払人もオンラインで与えられた処理番号を参考に関税局に支払い通知をする。
- ・ 税関 EDI システムは関税支払人からの支払い通知を審査し、それを証明書類と比較する。
- ・ 全ての書類に誤りがない場合、税関局は関税支払人に積荷の検査、解放の際使用する領収書を受け取りに来るようにオンラインメッセージを送る。

2.5 積荷の検査と解放：最終段階は検査と税関保護監督からの解放である。輸入者は適切な倉庫へ支払いの領収書と共に検査通知書を提出する。税関検査官はその通知に対して輸入品の検査を行う。その積荷が通知書と一致する場合、税関検査官はコンピューターシステムにその検査結果を記録し、輸入者にその積荷を開放する。

それでもやはりマニュアル形式の下での積荷検査の工程は EDI システムのそれとは異なる。マニュアルの通関手続について、積荷は税関局によって無作為な基準で検査される。しかしながら EDI システムは税関局が仕様した無作為な度合いに関係なく検査された積荷を要求している。（税関通知書 No. 47/2543）

### 3. 輸出税関手続

3.1 輸出申請書の提出：輸出税関手続の第 1 段階は、税関のマニュアル又は EDI システムで規定されている輸出申請書の提出である。（税関通知書（No. 101 or No. 101/1））

3.2 証明書類の準備：第 2 段階としては、下記の証明書類の準備である。

1. 請求書
2. 梱包明細書
3. 輸入価額 500,000 パーツを超える場合、外国取引書
4. 輸出許可証（適用可能な場合）
5. その他関連書類（適用可能な場合）

3.3 申請書と証明書類の確認：第 3 段階としては、税関より輸出先へ検査のための申請書と全ての証明書類の提出である。（EDI レッドライン又はマニュアル形式の場合）税関職員は申請書が適切に記入されているか、必要な証明書類が揃っているかを確認する。

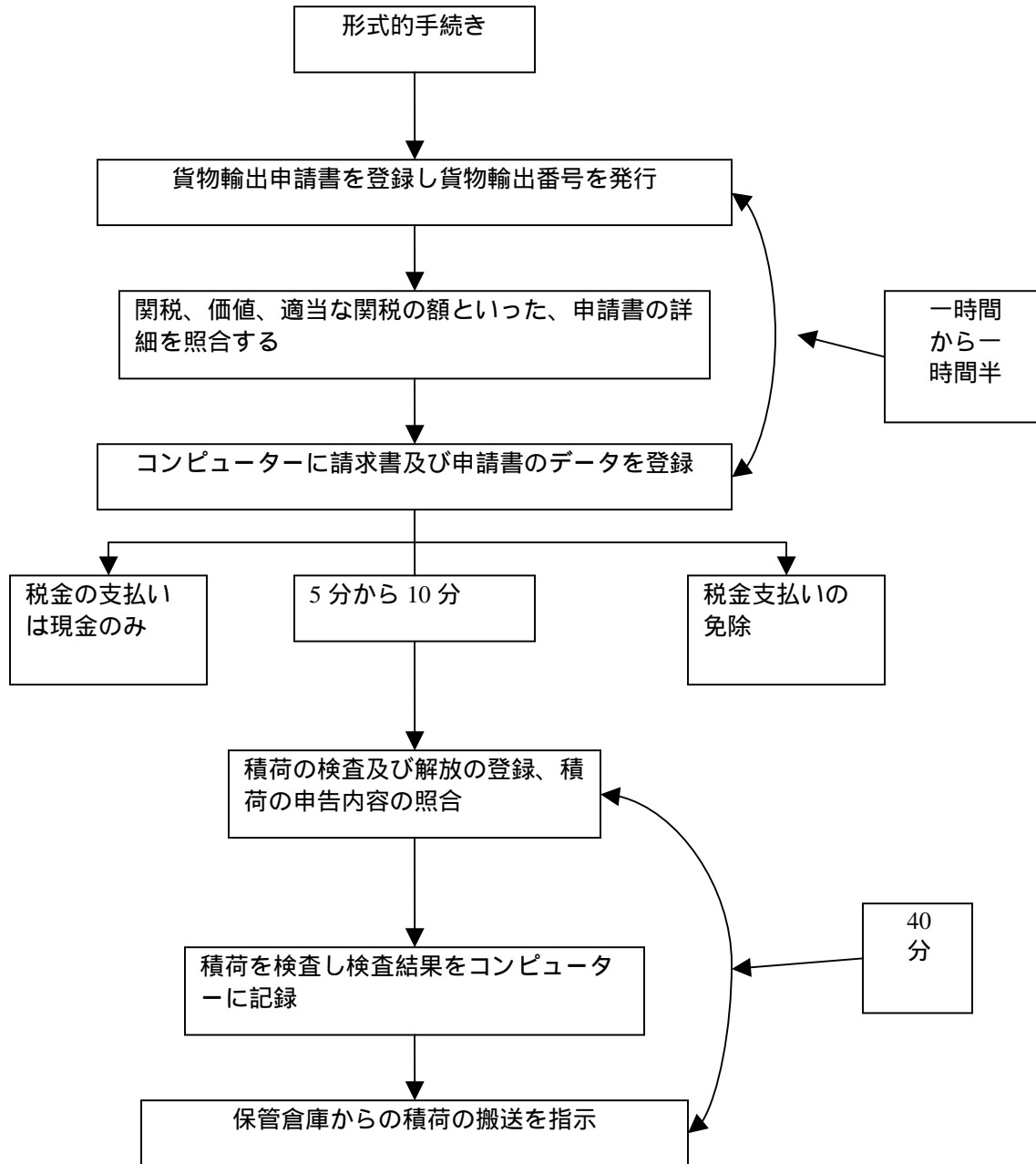
3.4 輸出関税の徴収（ある場合）：第 4 段階としては、適当な関税の支払いである。

3.5 貨物の検査と解放：最終段階としては、積荷の検査、そして最終的に税関監督保護下から解放である。輸出業者は適当な倉庫へ領収書（ある場合）と共に確認済みの申請書を提出する。税関検査官はその申請書にそって輸出貨物を検査する。その申請書と貨物が一致する場合、税関検査官はコンピューターシステムにその検査結果を記録し、貨物を解放する。

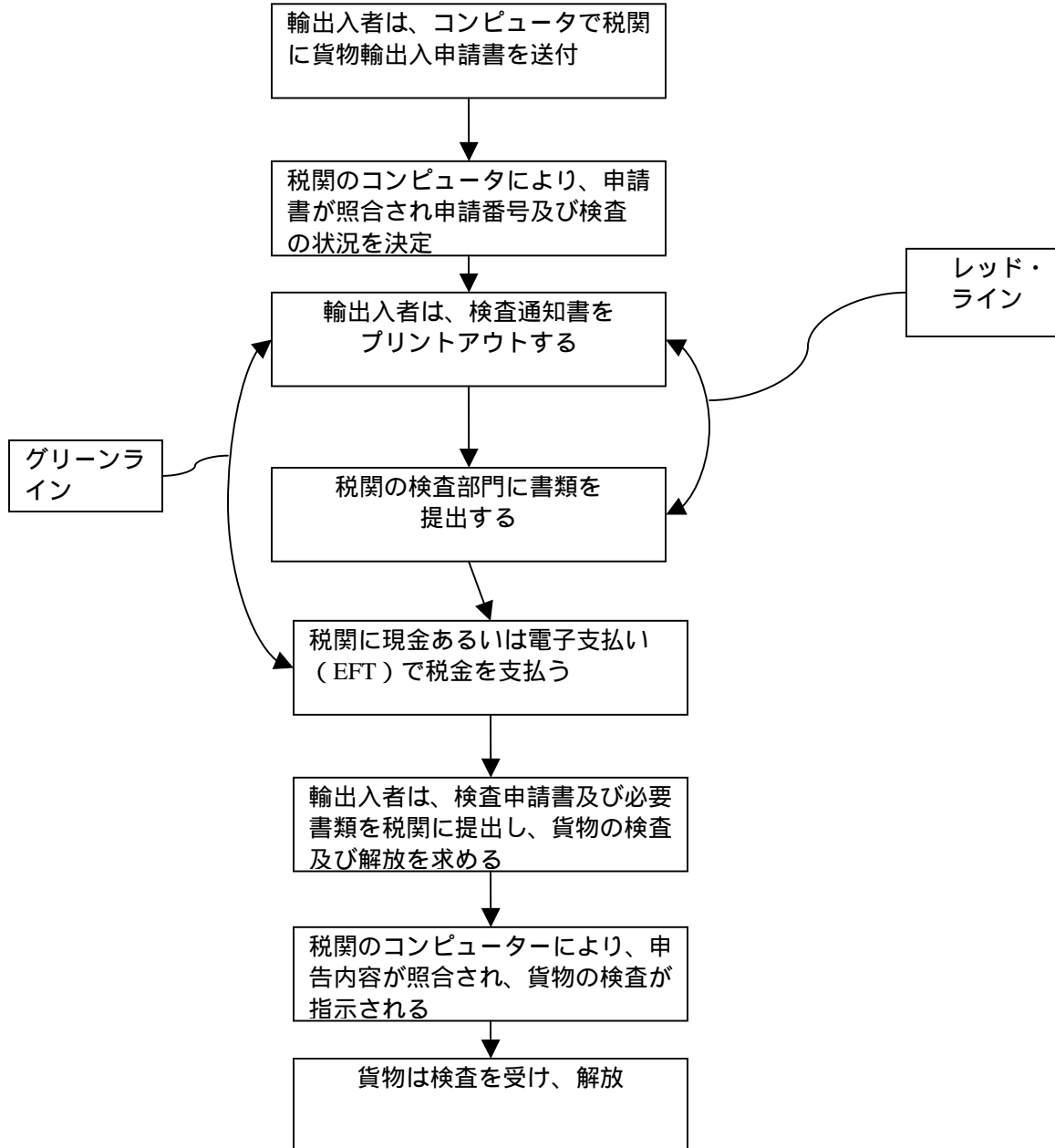
-付録-

輸出業者が EDI のグリーンライン工程を利用する場合、その者はオンラインシステムで税関局に 3.1 で述べた申請書を提出することができる。その後関税局は EDI システムを通じたオンライン申請書を再確認する。その申請書が適切に記入されていて、グリーンラインとして分類された場合、関税局は貨物の検査と解放のために倉庫へ直接手続をした輸出業者に申請番号を割り当てる。

#### 4. マニュアル形式による輸出入手続きフローチャート



## 5. EDI システムによる輸出入手続きフローチャート



注釈：ゴールドカードの会員の場合、無作為の検査以外の積荷の検査は免除される。

### 3. 知的財産権侵害に関わる統計

**(一般的な輸出入及び密輸・脱税に関する統計)**

統計 1：各国別輸出入額トップ 10 (2003 年 12 月)

統計 2：重要国における国際貿易額 (2003 年 12 月)

統計 3：2002 年と 2003 年の密輸入及び脱税による押収額の比較 (2003 年 12 月)

**(知的財産権侵害関連の統計)**

統計 4：1998 年から 2003 年までの会計年度における娯楽用機械の密輸入及び脱税による押収件数

統計 5：1998 年から 203 年度までの会計年度における CD の密輸入及び脱税による押収件数

統計 6：知的財産権侵害品の押収件数 (著作権、商標、特許、カセットビジネス及びテレビ機器管理法)

統計 7：1998 年から 2002 年までの知的財産及び国際貿易裁判所における知的財産権訴訟件数

( Statistics No.1)

### Top Ten Import-Export Value by Country (December 2003)

No.	Country	Import Value ( Million Baht )	Ratio (%)	No.	Country	Export Value ( Million Baht )	Ratio (%)
1	Japan	69,748	23.78	1	United States	44,984	15.58
2	United States	34,268	11.68	2	Japan	40,515	14.03
3	China	22,239	7.58	3	China	23,464	8.13
4	Malaysia	16,868	5.75	4	Singapore	19,875	6.88
5	Taiwan	12,847	4.38	5	Hong Kong	17,152	5.94
6	Singapore	12,433	4.24	6	Malaysia	16,139	5.59
7	South Korea	11,726	4.00	7	Taiwan	12,057	4.18
8	UAE	10,550	3.60	8	Netherland	9,447	3.27
9	Germany	9,373	3.20	9	UK	8,699	3.01
10	Oman	6,212	2.12	10	Indonesia	7,259	2.51
Total		206,264	70.33	Total		199,591	69.13
Other		87,004	29.67	Other		89,109	30.87
Grand Total		293,268	100.00	Grand Total		288,700	100.00

(Statistics No.2)

Value of International Trade with Important Countries (December 2003)

Country	Export		Import		Balance of trade
	Value ( Million Baht )	%	Value ( Million Baht )	%	
United States	44,984	15.58	34,268	11.68	10,716
China	23,464	8.13	22,239	7.58	1,225
Japan	40,515	14.03	69,748	23.78	(29,233)
Asian Countries	55,935	19.37	46,052	15.70	9,883
- Malaysia	16,139	5.59	16,868	5.75	(729)
- Singapore	19,875	6.88	12,433	4.24	7,442
- Indonesia	7,259	2.51	4,819	1.64	2,440
European Union	42,222	14.62	30,221	10.30	12,001
Other	81,580	28.26	90,740	30.94	(9,160)
Total	288,700	100.00	293,268	100.00	(4,568)

(Statistics No.3)

Value of Suppression of Smuggling and Evasion  
Comparison between 2003 and 2002

(December 2003)

Unit : Million Baht

Month	Smuggling				Evasion				Total Amount of Smuggling and Evasion			
	2003	2002	Increase (Decrease)	%	2003	2002	Increase (Decrease)	%	2003	2002	Increase (Decrease)	%
January	130.41	198.90	(68.49)	(34.43)	46.46	78.25	(31.79)	(40.63)	176.87	277.15	(100.28)	(36.18)
February	218.62	130.97	87.65	66.92	105.62	143.13	(37.51)	(26.21)	324.24	274.10	50.14	18.29
March .	153.34	149.11	4.23	2.84	112.38	190.98	(78.60)	(41.16)	265.72	340.09	(74.37)	(21.87)
April	97.51	174.01	(76.50)	(43.96)	450.20	135.04	315.16	233.38	547.71	309.05	238.66	77.22
May .	143.71	156.34	(12.63)	(8.08)	76.76	45.56	31.20	68.48	220.47	201.90	18.57	9.20
June .	129.27	198.80	(69.53)	(34.97)	149.22	50.50	98.72	195.49	278.49	249.30	29.19	11.71
July .	283.88	171.85	112.03	65.19	145.08	138.71	6.37	4.59	428.96	310.56	118.40	38.12
August.	130.07	464.43	(334.36)	(71.99)	139.48	207.67	(68.19)	(32.84)	269.55	672.10	(402.55)	(59.89)
September	150.79	239.47	(88.68)	(37.03)	249.10	82.43	166.67	202.20	399.89	321.90	77.99	24.23
October	132.15	159.98	(27.83)	(17.40)	184.32	196.81	(12.49)	(6.35)	316.47	356.79	(40.32)	(11.30)
November	504.46	436.81	67.65	15.49	116.92	77.26	39.66	51.33	621.42	514.07	107.35	20.88
December .	812.01	180.14	631.87	350.77	1,444.34	120.48	1,323.86	1,098.82	2,256.35	300.62	1,955.73	650.57
Total	2,886.22	2,660.81	225.41	8.47	3,219.88	1,466.82	1,753.06	119.51	6,106.14	4,127.63	1,978.51	47.93

Notes : 1. Source : the Investigation and Suppression Bureau , Customs Department      2. Provided by : Planning and Foreign Affair Bureau , Customs Department

(Statistics No.4)

Report of Seizure Goods for Smuggling and Evasion of Amusement Machine  
Fiscal Year 1998 - 2003

---

Fiscal Year	Cases	Quantity	Value (Baht)
1998	19	145	2,354,950
1999	36	116	4,520,232
2000	104	140	17,168,939
2001	167	1461	39,252,948
2002	104	154	1,070,330
2003 (Oct.2002-Aug 2003)	84	353	812,061

Source : Customs Form 149

By : Suppression and Investigation Bureau

(Statistics No.5)

Report of Seizure Goods for Smuggling and Evasion of CD

Fiscal Year 1998 - 2003

Fiscal Year	Smuggling			Evasion		
	Case	Quantity	Value (Baht)	Case	Quantity	Value (Baht)
1998	77	60,318	6,897,327	20	6,447	1,086,808
1999	178	218,577	16,296,441	16	22,855	4,427,016
2000	303	209,774	13,015,195	15	33,065	8,903,986
2001	323	148,913	17,459,606	26	489,223	29,607,251
2002	275	278,474	43,069,081	52	10,249	1,004,270
2003 (Oct.2002- Aug 2003)	171	161,907	13,224,334	65	10,904	2,449,744

(Statistics No.6)

STATISTICS OF SUPPRESSION OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS  
“(Copyright, Trademark, Patent, The Act Controlling the Cassette Business and Television Devices)”

OFFENCES Under	2001		2002		January-July 2003		Total	
	Arrest	Materials Seized	Arrest	Materials Seized	Arrest	Materials Seized	Arrest	Materials Seized
Copyright Act B.E. 2537	2,515	1,038,301	3,363	743,724	2,363	244,725	8,241	2,026,750
Trademark Act B.E. 2534	1,456	917,893	1,295	1,409,845	855	2,806,626	3,606	5,134,364
Patent Act B.E. 2535	14	1,848	16	150,376	22	1,102,564	52	1,254,788
The Act Controlling the Cassette Business and Television Devices B.E. 2530	17	1,268	114	10,911	1	461	132	12,640
Total	4,002	1,959,310	4,788	2,314,856	3,241	4,154,376	12,031	8,428,542

Sources : The Royal Thai Police  
- The Metropolitan Police Bureau  
- The Economic Crime Investigation Division  
- The Registration Division  
- The Provincial Police Region

By : The Department of Intellectual Property  
- The Co-Ordinating Center for Suppression of  
Intellectual Property Rights Violation  
July 31 , 2003

(Statistics No.7)

### Number of IPR Cases at IP&ITC in the Years 1998 – 2002

	1998	1999	2000	2001	2002
Kind of Cases	Number of Cases	Number of Cases	Number of Cases	Number of Cases	Number of Cases
Copyrights	538	599	837	1,310	1,237
Patents	5	14	2	21	46
Trademarks	1,142	1,112	1,347	2,003	2,354
Criminal Code Sections 271-275	48	66	57	54	101
Others	–	–	–	2	1
<b>Total</b>	<b>1,733</b>	<b>1,791</b>	<b>2,259</b>	<b>3,390</b>	<b>3,739</b>

## 4. フォーム（非公式使用）

Form 1：商標保護申請書フォーム（タイ王国への輸出入品に関する商務省告示/1987年（仏暦2530年））

Form 2：商標検査申請書フォーム

Form 3：著作権侵害貨物の差し止め申請書フォーム

Form 4：保証責任引き受け書

**Form 1: 商標保護申請書**

タイ王国への輸出入品に関する  
商務省告示 1987 年（仏暦 2530 年）に基づく  
商標保護申請書

担当者用
受理番号：
日付
時間
担当者名

1. 私は商標の保護を申請致します。

名前	法人名 (会社/パートナーシップ、会社登録番号、 国籍)		個人 (氏名及び国籍)			
所有者						
代理人						
住所	番号	ソイ	通り	地区	地方	国
所有者						
代理人						
所有者電話番号			代理人電話番号			

2. 私は、商標登録官に対して、以下の商標の保護を申請致します。

登録番号		分類		貨物名	
出願番号					
国名					

3. 私は、商標登録官に対して、以下の補正 / 更新を申告致します。

登録番号	出願番号	国名	
番号	補正 / 更新のリスト	補正 / 更新日	期限日

4. 私は、以下の証拠を申請書とともに提出致します。

・ 商標登録証書 / 登録証明書 / 商標登録書の コピー一部 ・ 委任状の原本一部 ・ 宣誓書の原本一部	・ 保証責任引き受け書一部 ・ 貨物のラベルのサンプル二部 ・ その他 ・ 数量
--	---

-付録-

5. 私は、商標登録官へ申請したとおり、私の商標を模倣した貨物の輸出あるいは輸入を禁じることを求め、上記の内容が事実であることを証明致します。ここに添付する3枚のフォームは、保護を求める商標の詳細です。(更新の通知を除く)

注釈：住所はタイ国内で連絡の取れる場所あるいはオフィスを意味する。

書名欄 \_\_\_\_\_ 申請人 / 代理人  
( \_\_\_\_\_ )  
...../...../.....

( Form 1 翻訳書類：非公式書類 )

**Form 2： 商標検査申請書フォーム (Kor Sor Kor 18)**

記載場所及び日付：

件名：

あて先：

私（ 会社名及び住所、電話番号を記載 ）は、  
税関の係官に対して、

（ 住所連絡先を記入 ）の  
（ 会社あるいはパートナーシップなどの名前及び住所を記載 ）の貨物で、（ 日付記載 ）  
に（ 本国向け / 外国向けの ）貨物番号（ ）である貨物の商標検査を申請致します。

上記の貨物は、（ ）港に（ ）によって輸入 / 輸出されたものです。

荷物の荷印：	量、貨物の外見：	種別：	商標：
--------	----------	-----	-----

私は、もし本商標検査によって損害が生じた場合、輸入 / 出業者及び税関に補償責任を負うことに同意します。

私は税関の係官に対して当該貨物の商標を検査することを申請致します。  
また、この書類とともに（ ）を提出致します。

署名欄（ ）  
管理者 / 所有者 / 代理人（ ）

商標サンプルの送付申請：

私（ ）は、税関による商標検査に立会い、かつ商標のサンプルは検査のため知的財産局の商標登録官に送付される事に同意致します。

署名欄：（ ）  
申請人：（ ）

（ Form 2 翻訳書類：非公式書類 ）

**Form 3：著作権侵害貨物の差し止め申請書フォーム**  
(税関局告示 No.28/1993 年より)

記載場所：  
日付：

案件：著作権侵害貨物の差し止め申請  
あて先：

私( 氏名を記入 ) は、( )という企業経営責任者あるいは事業の経営  
パートナーであり、( )という貨物の著作権者もしくは著作権使用許諾者で、この貨  
物に使用している商標( )であり、正規に登録されている住所又は企業の所在地は  
( )です。私の著作権物あるいは著作権ライセンスを侵害し、複製あるい  
は改ざんした疑いのある貨物の輸出入者である(氏名：  
( )による( 個)  
( パック)の輸出入品が船便名( )で( 日付 )に(番号札ナン  
バー：  
( )にて( )へ出港/入港します。

従って、私は、税関に対してその貨物の差し止めを求めます。もし上記の貨物が著作権侵害物品とし  
てみなされず、輸出入者あるいは税関に損害を与えた場合、私は、私の申請に関わることによって生  
じたすべての損害あるいは費用について責任を取ることに同意致します。

署名欄：( )申請人  
( )

注釈：この申請書に添付して提出される書類は以下の通りである。

1. 住居登記簿及び身分証明書のコピー
2. 会社登記証明書の原本
3. (必要な場合)委任状
4. 著作権の所有者であることを示す証拠書類

**Form 4: 補償責任引き受け書（例）**

会社名：  
日付：

件名：補償責任引き受け書  
宛先：タイ税関局

私（ ）は、私の商標を侵害する貨物の輸出入を差し止めるよう求めた私の申請によって税関の関係者が私の商標を侵害する貨物を検査したことから生じたすべての損害について責任を有します。

署名欄：（ ）  
（ ）

（Form 4 翻訳書類：非公式書類）

## 5. 知的財産権行使に関わる法規

- 法規 1 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年 ( 仏暦 2530 年 )
- 法規 2 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 94 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )
- 法規 3 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 95 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )
- 法規 4 : タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 96 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )
- 法規 5 : 税関局法 1939 年 ( 仏暦 2482 年 ) ( 第 19 条の 2 )
- 法規 6 : 税関局一般指導第 2 号 / 1988 年 ( 仏暦 2531 年 ) ( 議題 : 追加税関規則 1987 年第 20 章第 23 条第 1 項 )
- 法規 7 : 税関局一般指導第 27 号 / 1993 年 ( 仏暦 2536 年 ) ( 議題 : 他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則 )
- 法規 8 : 税関局告示第 28 号 / 1993 年 ( 仏暦 2536 年 ) ( 議題 : 他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則 )
- 法規 9 : ( 10 ) 偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年 ( 仏暦 2530 年 )
- 法規 10 : 商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する商標登録官告示 1987 年 ( 仏暦 2530 年 )
- 法規 11 : 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令 ( 第 1 集 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )
- 法規 12 : 著作権の侵害に使用されうる機器のタイ国への輸入許可に関わる商務省規則 ( 第一部 ) 1993 年 ( 仏暦 2536 年 )

(法規 1)

## タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年 (仏暦 2530 年)

正確でかつ需要に合致した貨物の輸出および輸入が国家の経済的な安定をもたらすために、タイ王国内の輸出入品法 1981 年第 5 条が定める効力により、商務大臣はここに告示を交付する。

### 第 1 項

この告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」と称する。

### 第 2 項

この告示は政府官報で告示後 90 日以降に効力を有する。

### 第 3 項

この告示において、「商標」とは、国内外を問わず、所有者がある 1 品目あるいは複数の品目において正式に登録し、商標登録官が税関に報告したリストにある商標をいう。

本告示における「商標登録官」とは、特許・商標局、商業局長をも意味し、さらに商標局長が商標登録官として任命した者をも含む。

### 第 4 項

商標権者が第 5 項のもとに商標保護を申し立てたとき、偽造もしくは模倣商標をつけた貨物の輸出又は輸入は禁じられる。

### 第 5 項

自己の商標の保護を申し立てる者は、以下の行為を行わなければならない。

- 5.1 商標登録官が定める条件、原則、方法に従って証拠を提出するとともに商業局長の商標登録官に申し立てを行う。
- 5.2 自己の商標が偽造あるいは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関の担当官が輸出あるいは輸入者に貨物の引渡しを許可する前に、各回ごとに商標の検査を申請する。

### 第 6 項

税関の担当官が、その貨物が偽造あるいは模倣商標を付した輸出あるいは輸入貨物であると判断できなかった場合、税関の担当官は、その件の判断を商標登録官に任せ、商標登録官は、商標登録の原則に従って判断を行わなければならない。

### 第 7 項

以下の場合には、第 4 項を適用しないものとする。

- 7.1 個人旅行者が適当な量において持ちこみ、あるいは持ち出す個人用あるいは家庭用の貨物
- 7.2 個人旅行者が適当な量で持ち込み、あるいは持ち出す土産物品

### 第 8 項

本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1987 年 10 月 11 日交付  
(Montri Pongpanich)  
商務大臣

( 法規 2 )

## タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第94集)1993年(仏暦2536年)

他人の著作権を侵害する輸出入品を規制し、タイの経済を安定させるため、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

### 第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第94集)1993年」と称する。

### 第2項

本告示は政府官報の公示日の翌日から発効する。

### 第3項

本告示において、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍あるいはその他の貨物の輸出あるいは輸入を禁止する。

### 第4項

第3項については、妥当な数量でかつ非営利目的でない場合の、個人的な使用又は研究や学術のための使用の場合には適用されない。

### 第5項

本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年4月21日公示

Utai Pimjaichon  
商務大臣

(1993年4月27日付政府官報第110集第52巻で公示された)

( 法規 3 )

## タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第95集)1993年(仏暦2536年)

著作権関連貨物の輸出入を正確で合法に行い、タイの経済を安定させるために、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

### 第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第95集)1993年」と称する。

### 第2項

本告示は政府官報の公示日から90日以降に発効する。

### 第3項

本告示の、

「複製」とは、原創作物やその複製品の重要部分の全体あるいは一部を問わず、複写、模写、複製、鋳型作成、音声の録画、画像の録画あるいは音声及び画像を録画する行為をいう。

「改変」とは、新しい著作物を作り出すことなく、原創作物の重要部分の全体あるいは一部を問わず、変更、修正、模倣することをいう。

### 第4項

著作権者あるいはライセンシーは、貨物が自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品である疑いについて妥当な根拠があれば、タイ王国からの輸出が承認される前又は輸入者に引き渡される前に、その都度差し止めと検査を請求することが出来る。

第一段落に基づく著作権者又はライセンシーは、法人の代表者、管理者あるいは代理人を含むものとする。

第一段落に基づく差し止めと検査は、税関極の定めた原則及び条件に従うものとする。

### 第5項

第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が貨物の差し止めを適当だと判断した場合には、税関の担当官は直ちに申請人、輸出業者あるいは輸入者に通知し、申請人は定められた期間内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。

### 第6項

著作権者あるいはライセンシーは、自己の著作権貨物またはライセンスを受けたものの貨物の複製品あるいは改造品を見つけた場合、その発見から24時間以内に捜査官に申し立てを行い、かつ税関の担当官にその旨を届け出なければならない。

業務時間以外あるいは休日のために上記の24時間という期限内に税関に連絡できない場合、申請人は業務時間開始時間から3時間以内に税関の担当官に届け出なければならない。

第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンシーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、その貨物の輸出を承認するか、又は輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。

### 第7項

第4項に基づく貨物の差し止め及び検査申請人は、輸出入者の氏名及び住所、荷受人名、及び貨物の数量を知る権利を有する。

### 第8項

第4項に基づく貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出業者、輸入者並びに税関に対して損害を与えた場合、いかなる責任も負わなければならない。

### 第9項

-付録-

本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年4月21日公示  
Utai Pimjaichon  
商務大臣

1993年4月27日付の政府官報第110集第52巻で交付された

(法規4)

**タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年(仏暦2536年)**

著作権侵害を検査し抑止するため、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第1項

本告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年」と称する。

第2項

本告示は政府官報の公示日から発効する。

第3項

カセットテープ、ビデオテープ、CD の著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、許可を得なければならない。

第4項

第3項に基づく輸入許可は、商務省の規定する省令に従わなければならない。

第5項

本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年6月10日公示

Utai Pimjaichon

商務大臣

1993年6月22日付の政府官報第110集第81巻で交付された。

(法規5)

**税関局法 1939 年 ( 仏暦 2482 年 ) ( 第 19 条の 2 )**

第 19 条の 2 : 外国の港に輸出され、あるいは外国の港に向かっている船舶に保管されている貨物が、輸入貨物に混合されたか、組み立てられたかあるいは梱包された貨物であると局長あるいは局長から権限を受けた者から認められた場合、すでに輸入貨物に支払われた輸入関税は、以下の基準及び条件に従って、輸入者に払戻金として償還されなければならない。

- (a) その輸入貨物への払い戻しが省令で禁じられていないこと
- (b) 輸出貨物の製造、混合、組み立て、梱包に使用された輸入貨物の量は、局長の承認あるいは通知した原則によらなければならない。
- (c) その貨物は、払い戻しが請求されている港あるいは場所を通じて輸出されていること
- (d) その貨物は、輸出貨物の製造、混合、組み立て、あるいは梱包に使用された貨物の輸入日から 1 年以内に輸出されていること
- (e) 払い戻しの申し出は、局長が適切と判断した場合に限って期限の延長が行われ、貨物の輸出日から 6 ヶ月以内に行われなければならない。

局長は、貨物の特定及び再輸出、書類の準備及び作成、適切な払戻金の計算その他、この払い戻しの申し出に関わる手続きについての規定を定める権限を有する。

(法規6)

**税関局一般指導第2号1988年(仏暦2531年)**  
**(追加税関規則1987年 第20章第23条第1項)**

第20章第23条第1項

商標を偽造あるいは模倣している疑いのある場合の商標検査について

1. 輸入検査課、輸出検査課あるいは税関が、本規則に貼付されている書類 Kor Sor Kor 18 の提出によって商標検査の申請を受理した場合、税関の担当官は以下の手続きを進めなければならない。
  - 1.1 申請人の申請書の詳細に加え、その申請人に申請をする権利があるかどうか、例えば管理人あるいはその商標権者、あるいは管理人や商標権者から委任された代理人であるかどうかを確認する。
  - 1.2 その申請人が商標登録官から認定を受けた商標登録証書を示しているかどうか確認する。  
前述の審査を行ううえで、知的財産局の商標登録官から提出された商標登録項目と、申請人からの証拠書類とを照らし合わせて審査が進められなければならない。さらに税関の担当官は、申請人に意見聴取を行い、自己の商標が偽造あるいは模倣されたと疑う根拠を明確に説明させる権限を有する。
2. 前述の1.1と1.2の手続きが終了した後、担当の課の担当官あるいは税関の担当官は、申請に応じてその申請者から通知を受けた模倣あるいは偽造商標を疑われる商標の検査をするため、担当官を派遣しなければならない。
3. 商標を検査する際、税関の担当官は申請人の前で検査を行い、検査が終了した場合、以下の手続きを進めなければならない。
  - 3.1 税関の担当官がその商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又申請書類 Kor Sor Kor 18 の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている貨物を採取し、税関の担当官は、その貨物の見本に書式133の用紙を貼り付ける。さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、それらすべてを商標登録官に送付し、商標登録官に判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。
    - (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
    - (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
    - (3) 輸出業者あるいは輸入者の貨物の見本
    - (4) 申請人からの書類のコピー商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。  
商標登録官からの決定を待つ間、税関の担当官はその貨物は差し止めなければならない。
  - 3.2 その商標が模倣あるいは偽造商標であると決定された場合、その件は訴訟課へ手続きが進められる。

1988年1月21日より発効  
1988年1月18日公布

Viroj Laohaphan  
税関局局长

(法規 7)

**税関局一般指導第 2 7 号 1 9 9 3 年 ( 仏暦 2536 年 )  
( 他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則 )**

他人の著作権を侵害する貨物がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 ( 第 9 4 集及び第 9 5 集 ) 1 9 9 3 年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、1 9 2 6 年税関法第 3 条の規定に依拠し、他人の著作権を侵害する貨物に関する活動規定である税関活動規定 1 9 8 7 年に第 2 0 2 3 0 2 項を追加する。

- 1 . 著作権者あるいはそのライセンサーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 2 4 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。
- 2 . 税関の担当官は、関係者の面前でその貨物の検査を行い、その結果を記録し、証拠として関係者全員に署名をさせなければならない。
- 3 . もし申請人が輸入者や輸出業者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その要請に従って通知しなければならない。
- 4 . 知的財産局が税関に対して通知した著作権に関する情報は、貨物の検査に関わる情報として、法務部と税関局のすべての局に通知されなければならない。
- 5 . 差し止めと検査の申請に基づく検査により、その輸出あるいは輸入貨物が他人の著作権を侵害していることが判明した場合、担当官は、タイに不正品を輸入しようとしたか、あるいは不正品を国外に輸出しようとしたという罪状をそれぞれの場合に応じて記録し、規則に従って事件としてその後の手続きを送らなければならない。

税関の担当官が、その商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又は、申請書類の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている貨物を採取し、さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、商標登録官に送付し、商標登録官にその件についての判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。

- ( 1 ) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- ( 2 ) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
- ( 3 ) 輸出業者あるいは輸入者の貨物の見本
- ( 4 ) 申請人からの書類のコピー

商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。

本命令は、1 9 9 3 年 7 月 2 6 日より効力を有する。

1 9 9 3 年 7 月 2 6 日公布  
Aran Thammano  
税関局局長

(法規 8)

## 税関局告示第 28 号 1993 年 (他人の著作権を侵害している貨物についての実施規則)

他人の著作権を侵害する貨物がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第 94 集及び第 95 集) 1993 年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、税関局は以下の実施規則を交付する。

1. 著作権者あるいはそのライセンサーが、輸出あるいは輸入された貨物が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した貨物である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその貨物の差し止めと検査を申請した場合、局長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定する権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。
2. 著作権者あるいはそのライセンサーが、自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した輸出あるいは輸入貨物を見つけた場合、発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行い、さらに税関にもその旨を届けなければならない。  
第一段落に基づく 24 時間という期限内に、業務時間以外あるいは休日のため上記の税関に連絡ができない場合、申請人は業務時間開始時間から 3 時間以内に税関の担当官にその旨を届け出なければならない。  
  
第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンサーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、通常通り、その貨物の輸出を承認するか、又は輸入者にその貨物を引き渡さなければならない。
3. もし申請人が、輸入者や輸出業者の住所、氏名、貨物の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その情報を与えなければならない。
4. 貨物の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンサーは、輸出業者、輸入者並びに税関に対して与えた如何なる損害に対しても、全責任を負わなければならない。
5. 貨物の差し止め及び検査の結果、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であることが判明し、その輸出業者あるいは輸入者が他の抗弁を講じなかった場合、担当官は逮捕記録を作成し、規則に従って手続きを進めなければならない。  
貨物の差し止め及び検査の結果、税関の担当官が、その貨物が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入貨物であると判断せず、さらに輸出業者あるいは輸入者と申請人との間で意見の食い違いが生じている場合で、その申請人が引き続きその貨物の差し止めを求める場合、申請人が捜査官に対して訴えを起こし、さらに第 2 項に従って税関の担当官に速やかにその旨を届けなければならない。
6. 貨物差し止め申請書は、貨物ごとに輸入検査係、あるいは輸出検査係に提出されなければならない。中央税関並びに税関支局では、各々の最高責任者である税関長に提出されなければならない。差し止め申請書は本規則末尾に添付されているものを使用し、その申請書には家屋登記簿、身分証明書、会社登記簿、(もし必要な場合は)委任状、著作権者あるいは知的財産局から承認されたライセンサーであることを証明する証拠のコピーを貼付しなければならない。

-付録-

本規則は1993年7月26日より効力を発する。

1993年7月23日公布  
Aran Thammano  
税関局局長

(法規 9)

## 偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する 商務省規則 1987 年 (仏暦 2530 年)

1987 年 10 月 14 日に交付された「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」は、タイ国内外を問わず正式に登録されている商標を偽造あるいは模倣した商標を付した貨物の輸出あるいは輸入を禁じている。以上の告示の行使を確実にかつ効果的にするために、商務省は以下の規則を交付する。

### 第 1 項

本規則を「偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国への輸出入品に関する商務省規則 1987 年」と称する。

### 第 2 項

本規則は 1988 年 1 月 21 日より施行される。

### 第 3 項

1987 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて商標の保護を求める者は、商標登録官の指定した書式の書類を商業局の特許・商標課に提出しなければならない。

### 第 4 項

第 3 項に基づく書類を受理した後、審査の担当官は、その商標権者の提出した証拠書類や、商標権者名、指定貨物名、商標に使用されている語句や図が記載されているリストから審査を行う。審査が終了した後、税関の担当官が以後審査を行うための情報を提出するべく商標登録官にその旨を通知しなければならない。

### 第 5 項

税関に対し輸出あるいは輸入貨物に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。

### 第 6 項

税関の担当官が、その輸出あるいは輸入貨物が偽造あるいは模倣商標を付しているか否かについて確定ができない場合、商標登録官に以下の証拠書類を添付して、その判断を商標登録官に委ねなければならない。

- (1) 保護申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官による審査に関する意見
- (3) 当該輸出あるいは輸入貨物のサンプル
- (4) 第 5 項に基づく申請人から得た書類のコピー

この場合において、商標登録官は、適当と考える追加の証拠を税関の担当官から求めることが出来る。

### 第 7 項

1987 年 10 月 14 日に交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて行使された後、裁判になった件について、商標登録官は当該告示第 6 項に基づく規定に従って決定をすることはできない。

### 第 8 項

本規則にしたがって、商業局局长ならびに税関局局长は責務を遂行しなければならない。

1987 年 12 月 25 日交付  
(Montri Pongpanich)  
商務大臣

(法規 10)

## 商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する 商標登録官告示 1987 年 (仏暦 2530 年)

1986 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」第 5 項の効力により、商標登録官は、商標保護申請の条件、原則、証拠提出方法の特定を以下のように公布する。

### 第 1 項

タイ国内外を問わず正式に登録されている商標の商標権者で、1986 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて自己の商標の保護を申請する者は、商標登録官に対して一つの商標につき一部の申請書類を提出することが出来る。

### 第 2 項

第 1 項に基づき申請書を提出する際、商標がタイで登録されていた場合、申請書とともに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 正しいコピーであることが証明されている商標登録証書のコピー、又は正しいコピーであることが担当官によって証明されている商標登録記録書のコピー
- (2) 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- (3) 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている、6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 商標権者がタイに住所を持たない場合、外国で作成される(2)と(3)の書類には、その外国の公証人やタイ領事館あるいはタイ大使館による証明書が必要である。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引受書
- (6) 本来その貨物に対して使用されるべき商標の見本

### 第 3 項

第 1 項に基づき申請書を提出する際、商標が外国で登録されていた場合、申請書とともに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) その外国の特許商標局によって発行された、商標登録に関する証明証書あるいはその他の書類のコピーで、さらに当該書類には少なくとも以下の項目が記載されていなければならない。
  - A. 商標権者名
  - B. 商標に使用されている語句あるいは図
  - C. 貨物分類と指定貨物
  - D. (もしある場合は)条件および制限
  - E. 出願日と商標権の消滅日
- (2) 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- (3) 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている 6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 外国で作成される(1)、(2)、及び(3)の書類には、第 2 項の(4)の規定を準用する。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引受書
- (6) 本来その貨物に対して使用されるべき商標の見本

### 第 4 項

第 1 項に基づき商標保護申請書が提出された後に、後日その商標に関する登録項目あるいは商標権の期限に変更があった場合、その申請人は、商標担当官に対して本告示の末尾にある書式に従って、その商標に関する登録項目あるいは商標権の期限の変更を知らせなければならない。この場合、当該変更の許可を受領した日から 30 日以内にその変更を許可されたことを示す担当官からの証明書類を添付しなければならない。

-付録-

第一段落に基づく商標担当官への書類提出については、第2項(2)(3)及び(4)が準用されなければならない。

第5項

商標権者が第4項に従わなかった場合、最初に提出された登録項目を正しい項目であるとみなす。

第6項

本告示に基づいて作成される書類が外国語であった場合、それらの書類をタイ語に翻訳し、さらに申請人によりその翻訳が正しいことが証明された証明書を付さなければならない。

第7項

商標登録官に対して提出される書類は、タイ語で正しくかつ明確にタイピングされ、さらに申請書に規定されている事項をもれなく記載していなければならない。

本告示の末尾にある申請書の規定の枠に貼付するよう定められている商標の語句あるいは図については、登録商標と同一のものを使用しなければならない。もし当該商標の語句あるいは図が規定の枠よりも大きい場合、商標登録官が適当と考える方法で布の裏地あるいは別の素材に貼付し、折って枠内に収まるようにしなければならない。

第8項

保護申請を行う者の住所がタイ国内にない場合、商標登録官が連絡を取れるようタイに連絡場所や事務所がなければならない。

第9項

告示に従って商標権者が提出した申請書類や証拠書類を審査し、商標登録官が当該書類が正しくなく、あるいは瑕疵があると判断した場合、商標登録官は、その商標権者に対して補正をさせたり、又は書類や追加の書類を提出させたり、又は追加の供述をさせることができる。

その商標権者が、当該商標登録官の命令を受領した日から30日以内にその命令に従わなかった場合、その申請を放棄した、とみなす。

1988年1月21日施行

1987年12月28日公布

(Narongsak Pichayapanich)

特許・商標局長

商標登録官

(法規 11)

## 著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第 1 集）1993 年 （仏暦 2536 年）

1993 年 4 月 21 日における、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍あるいはその他の貨物の輸出入を禁じた「タイ王国への輸出入に関する商務省告示（第 94 集）1993 年（仏暦 2536 年）」を遂行するため、商務省は以下の省令を発布する。

第 1 項：

本省令を「著作権侵害物品の輸出入の禁止に関する商務省省令（第 1 集）1993 年（仏暦 2536 年）」と称する。

第 2 項：

本省令は直ちに施行される。

第 3 項：

本省令において、

「著作権」とは、著作者が創作した著作物に関するあらゆる排他的権利をいう。

「複製」とは、原創作物やその複製品の重要部分の全体あるいは一部を問わず、複写、模写、複製、鋳型作成、音声の録画、画像の録画あるいは音声及び画像を録画する行為をいう。

「改変」とは、新しい著作物を作り出すことなく、原創作物の重要部分の全体あるいは一部を問わず、変更、修正、模倣することをいう。

1. 文学著作物に関して、選択や脚色による翻訳、変更、収集を含む。
2. 演劇著作物に関して、元の言語が異なる言語であるかに関わらず、非演劇著作物を演劇著作物に変えること、またその逆の変更を含む。
3. 美術著作物に関し、原創作物を二次元又は三次元へ変更したり、あるいは原創作物の模型の製造を含む。
4. 音楽著作物に関して、歌詞やリズムの調整あるいは変更を含む。

第 4 項：

本省令による輸出入を禁じられる貨物とは、本省令で定義される著作権者の複製あるいは改変著作物を意味する。

第 5 項：

知的財産局は、本告示に基づく輸出入品に関わる手続きのために使用される証拠として、税関及び国際貿易局に、著作権者の所有する証拠及び情報を送らなければならない。もし、追加の証拠及び情報があつた場合は、随時税関及び国際貿易局に送付しなければならない。

第 6 項：

タイ国からの輸出の際、第 5 項に基づいて知的財産局が税関に通知したリストに基づく著作権侵害物品の輸出は禁じられるが、輸出業者がその著作権所有者が著作権者本人または代理人である場合は除く。

第 7 項：

第 6 項に基づかない輸出品は、本告示に基づく禁じられた輸出品ではない。税関はそれらの貨物を解放しなければならない。

第 8 項：

関係機関からの通知のない貨物や、著作権侵害であるとの明確な証拠のない貨物である場合、税関は、本告示に基づく禁じられた貨物でないことを根拠にその貨物を解放しなければならない。

-付録-

第9項：

外国貿易局の局長は、本省令について責務を遂行しなければならない。

1993年6月22日公布  
Mr.Uthai Pimchaichon  
商務大臣

(法規 12)

## 著作権の侵害に使用されうる機器のタイ王国への輸入許可に関わる 商務省規則(第一部) 1993年(仏暦 2536年)

1993年6月10日に公示された「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示(第96集)1993年」により、カセットテープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入するには、許可を得なければならない。さらに前述の貨物をタイ国内に輸入する許可を得るためには商務省の規定に従わなければならない。

前述の告示を遂行するために、商務省は以下の規則を公布する。

### 第1項

本規則を「著作権の侵害に使用されうる機器のタイへの輸入許可に関わる商務省規則(第一部)1993年」と称する。

### 第2項

本規則は直ちに施行される。

### 第3項

本規則において、「機器」とは、以下の意味を有する。

#### 3.1 テープカセット高速録音機

- (1)一秒間に  $3 \frac{1}{4} \times 16$  インチ以上の速度で送る音声を出すシステム
- (2)一秒間に  $1 \frac{7}{8} \times 16$  インチ以上の速度で送る音声を出すシステム
- (3)テープの巻き返し

#### 3.2 コンパクトディスク製造機

- (1)CD打ち出し機
- (2)CD印刷機
- (3)CD検査機器

#### 3.3 コンパクトディスク原盤製作機

#### 3.4 ビデオテープ高速録画機

#### 3.5 NTSCからPALへ、あるいはPALからNTSCへとシグナルを変換する機器

### 第4項

国際取引局は、適当と認めたときは第3項に基づく機器のタイ国内への輸入許可についての審査を行わなければならない。

### 第5項

その許可された貨物を第三者に対して販売、頒布、譲渡する場合、その許可を受けた者は、その許可を受けた日から15日以内に、規定に従って国際取引局に対して報告をしなければならない。さらに、その譲渡を受けた者は、販売、頒布、譲渡を受けたことを国際取引局に対して、規定に基づく期限内に報告をしなければならない。さらにそれ以降譲渡を受けた者も同様に、販売、頒布、譲渡を受けたことを、国際取引局の規定した原則及び手順に従って、国際取引局に対して報告をしなければならない。

### 第6項

国際取引局は、著作権の侵害を審査しかつ取締まるために、第5項に基づく許可及び報告に関する証拠書類のコピーを知的財産局に送付しなければならない。

-付録-

第7項

国際取引局長は本規則に従って責務を遂行しなければならない。

1993年7月5日公布

Utai Pimjaichon

商務大臣

## 6. 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続き

第51条	税関当局による物品の解放の停止
第52条	申し立て
第53条	担保又は同等の保証
第54条	物品の解放の停止の通知
第55条	物品の解放の停止の期間
第56条	物品の輸入者及び所有者に対する賠償
第57条	点検及び情報に関する権利
第58条	職権による行為
第59条	救済措置
第60条	少量の輸入

### 第4節 国境措置に関する特別の要件（注）

（注）加盟国は、関税同盟を構成する他の加盟国との国境を越える物品の移動に関するすべての管理を実質的に廃止している場合には、その国境においてこの節の規定を適用することを要求されない。

### 第51条 税関当局による物品の解放の停止

加盟国は、この節の規定に従い、不正商標貨物又は著作権侵害物品（注1）が輸入されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、これらの物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう、行政上又は司法上の権限のある当局に対し書面により申し立てを提出することができる手続（注2）を採用する。加盟国は、この節の要件を満たす場合には、知的所有権のその他の侵害を伴う物品に関してこのような申し立てを可能とすることができる。加盟国は、自国の領域から輸出されようとしている侵害物品の税関当局による解放の停止についても同様の手続を定めることができる。

注1 この協定の適用上、

- (a) 「不正商標貨物」とは、ある貨物について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該貨物と同一の貨物（包装を含む。）であって、輸入国の法令上、商標権利者の権利を侵害するものをいう。
- (b) 「著作権侵害物品」とは、ある国において、権利者又は権利者からの正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接又は間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が、輸入国において行なわれたとしたならば、当該輸入国の法令上、著作権又は関連する権利の侵害となったであろうものをいう。

注2 権利者によって若しくはその承諾を得て他の国の市場に提供された物品の輸入又は通過中の物品については、この手続を適用する義務は生じないと了解する。

### 第52条 申し立て

前条の規定に基づく手続を開始する権利者は、輸入国の法令上、当該権利者の知的所有権の侵害の事実があることを権限のある当局が一応確認するに足りる適切な証拠を提出し、及び税関当局が容易に識別することができるよう物品に関する十分詳細な記述を提出することが要求される。権限のある当局は、申立てを受理したかしなかったか及び、権限のある当局によって決定される場合には、税関当局が措置をとる期間について、合理的な期間内に申立人に通知する。

### **第 5 3 条 担保又は同等の保証**

1 権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有する。担保又は同意の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。

2 意匠、特許、回路配置又は開示されていない情報が用いられている物品に関して、この節の規定に基づく申立てに伴い、当該物品の自由な流通への解放が司法当局その他の独立した当局以外の権限のある当局による決定を根拠として税関当局によって停止された場合において、第 5 5 条に規定する正当に権限を有する当局による暫定的な救済が与えられることなく同上に規定する期間が満了したときは、当該物品の所有者、輸入者又は荷受人は、侵害から権利者を保護するために十分な金額の担保の提供を条件として当該物品の解放についての権利を有する。ただし、輸入のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。当該担保の提供により、当該権利者が利用し得る他の救済措置が害されてはならず、また、権利者が合理的な期間内に訴えを提起する権利を行使しない場合は、担保が解除されることを了解する。

### **第 5 4 条 物品の解放の停止の通知**

輸入者及び申立人は、第 5 1 条の規定による物品の解放の停止について速やかに通知を受ける。

### **第 5 5 条 物品の解放の停止の期間**

申立人が物品の解放の停止の通知の送達を受けてから十執務日（適当な場合には、この期間は、十執務日延長することができる。）を超えない期間内に、税関当局が、本案についての決定に至る手続が被申立人以外の当事者により開始されたこと又は正当に権限を有する当局が物品の解放の停止を延長する暫定措置をとったことについて通報されなかった場合には、当該物品は、解放される。ただし、輸入又は輸出のための他のすべての条件が満たされている場合に限る。本案についての決定に至る手続が開始された場合には、合理的な期間内に、解放の停止を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査を行う。第 1 段から第 3 段までの規定にかかわらず、暫定的な司法上の措置に従って物品の解放の停止が行われ又は継続される場合には、第 5 0 条 6 の規定を適用する。

### **第 5 6 条 物品の輸入者及び所有者に対する賠償**

関係当局は、物品の不法な留置又は前条の規定に従って解放された物品の留置によって生じた損害につき、申立人に対し、物品の輸入者、荷受人及び所有者に適当な賠償を支払うよう命ずる権限を有する。

#### **第 5 7 条 点検及び情報に関する権利**

秘密の情報の保護に害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。当該権限のある当局は、輸入者に対しても当該物品の点検のための同等の機会を与える権限を有する。本案についての肯定的な決定が行われた場合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を付与することができる。

#### **第 5 8 条 職権による行為**

加盟国において、権限のある当局が、ある物品について知的所有権が侵害されていることを伺わせる証拠を得た際に職権により行動して当該物品の解放を停止する制度がある場合には、

- (f) 当該権限のある当局は、いつでも権限の行使に資することのある情報の提供を権利者に求めることができる。
- (g) 輸入者及び権利者は、速やかにその停止の通知を受ける。輸入者が権限のある当局に対し当該停止に関して異議を申し立てた場合には、当該停止については、第 5 5 条に定める条件を準用する。
- (h) 加盟国は、措置が誠実にとられ又はとることが意図された場合に限り、公の機関及び公務員の双方の適当な救済措置に対する責任を免除する。

#### **第 5 9 条 救済措置**

権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、権限のある当局は、第 4 6 条に規定する原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命ずる権限を有する。不正商標貨物については、例外的な場合を除くほか、当該権限のある当局は、変更のない状態で侵害貨物の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

#### **第 6 0 条 少量の輸入**

加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用から除外することができる。

## 7. 覚書

覚書 1 : 知的財産を侵害する輸入及び輸出貨物の共同保護活動に関する覚書

覚書 2 : 知的財産侵害品販売の共同予防活動に関する覚書

覚書 3 : 関連政府組織における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書

覚書 4 : 政府組織 7 機関における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書

( 覚書 1 )

**覚書 1 : 知的財産を侵害する輸入及び輸出貨物の共同保護活動に関する覚書**

( 2001年2月26日月曜日の議会での演説による ) タクシン首相の指導下におけるタイ政府 ( RTG ) の政治的方針と、すべての知的財産権及び犯罪の予防を目的とした、タイ政府の知的財産権及び犯罪の保護に向けた強力でかつ迅速な声明を明言した2002年11月19日の閣僚決議により、タイ商務省 ( MOC ) は、タイ警察と密接でかつ継続的な連携を取り、タイ全土の模倣品の撲滅に向けて協力を深めている。さらに、商務省大臣 ( H.E.Mr.Wattana Muangsook ) は、国内からすべての模倣品を組織的に排除するため、関連民間及び国営企業から具体的な方法で協力を求めるという方針を決定した。

タイ政府 ( RTG ) 、商務省局長それに関連する閣僚の決定により、模倣品の阻止及び押収に関する関連政府組織及び民間企業の協力に関する覚書を交わすことが必要である。

1. The Thai Entertainment Content Trade Association
2. Thai Magnetic Tape and Record Association
3. Motion Picture Association of America
4. G-Patent Company Limited
5. GMM Grammy Public Company Limited
6. CVD International Company Limited
7. Selective Trademark Union (Thailand) Company Limited
8. Tilleke and Gibbins International Company Limited
9. Pinkerton (Thailand) Company Limited
10. Satyapon & Partners Limited
11. R.S. Promotion Public Company Limited
12. R.M.S. Studio & Multimedia Company Limited
13. Baker & McKenzie Limited
14. Rouse & Co. International (Thailand) Limited
15. Business Software Alliance
16. Sony Computer Entertainment Inc.
17. Adidas-Salomon AG
18. Nokia Corporation
19. The Customs Department
20. The Department of Intellectual Property (DIP)

上記の政府機関は、以下の目的及び詳細において、知的財産を侵害する模倣品の阻止及び押収に関する覚書を締結することに合意した。

**第1項：目的**

- ( 1 ) 関係法規すべてを厳格に使用して著作権侵害に対し効果的でかつ継続的に対処し、政府機関と民間企業との協力関係を促進する。
- ( 2 ) 知的財産権 ( IPRs ) の保護及び協力のため現存する関連法規を厳格にかつ最大限に活用する。
- ( 3 ) 著作権侵害の押収においてより完全でかつ体系的な新しい方法をあらたに開発する。

第2項：責務及び活動

- (1) 税関は、貨物が模倣品である疑いがある場合、知的財産権者にその貨物の検査を通知する。疑いのある貨物を差し止めるため、知的財産権者は、税関にその貨物の10日間の差し止めを求める申請書を提出し、その差し止めによって生じうる損害について責任を取る旨の保証責任引き受け書を提出することが求められる。
- (2) 税関の係員にその検査権限がなかった場合、知的財産権者は、関連法規に基づき、警察と協力してその疑わしい貨物を検査し犯罪の摘発に努める。
- (3) 各組織は、関連法律のもとで、違反に対する必要な法的手段をとらなければならない。
- (4) 知的財産権者及び税関は、違反の危険を冒している税関での輸出入貨物の検査について特別捜査班を設置して協力して活動を行う。知的財産権者側の代表者と税関の係員は、自らの活動について署名をし記録をする。
- (5) 民間及び政府機関は、犯罪者を実際に取締るため、別の捜査班を設置し、事件の結果を追跡捜査しなければならない。
- (6) 税関は、違法な貨物を破壊し、押収した貨物の数を各回ごとに把握しなければならない。押収物の保管場所が十分でない場合、知的財産権者は、その保管にかかる費用について経済的に支援することに同意しなければならない。
- (7) 知的財産権者は、活動に関してコンピュータープログラムを提供しなければならない。
- (8) 知的財産局と税関の間でシェアできるデータベースが必要である。知的財産権者は、データベースの設立にかかる費用を支援することに同意しなければならない。
- (9) 関連犯罪における知的財産権者の関わる輸出入者のデータベースは、積荷の検査が徹底かつ強力的に行われるよう、税関によって作成されなければならない。権利者は、税関に対して知的財産の違反に関する追加の情報を提供しなければならない。
- (10) 知的財産権の所有者は、輸出入者に対して知的財産権に関する証明書を発行しなければならない。その証明書には、貨物の期間及びその量などの情報を記載する。
- (11) 税関は、公式に提出された書類について検査が出来るよう、輸出入者についての情報を登録しておく。
- (12) 輸出入に関する書類には、その貨物の説明や、ブランド名、商標、その貨物の原産地が記入され、かつ検査が行われなければならない。
- (13) 民間及び政府機関による、知的財産関連法や著作権侵害物品の見分け方に関する知的財産関連の研修やセミナーが必要である。

第3項：本覚書は期限が切れるまで有効である。

このMOUは、2003年9月12日に締結され、商務省副局長（H.E.Mr.Wattana Muangsook）のもとで上記の20組織の代表者により署名及び立証された。各組織は本覚書のコピーを保管する。

(覚書 2)

## 覚書 2：知的財産侵害品販売の共同予防活動に関する覚書

(2001年2月26日月曜日の議会での演説による)タクシン首相の指導下におけるタイ政府(RTG)の政治的方針と、すべての知的財産権及び犯罪の予防を目的とした、タイ政府の強力でかつ迅速な声明を明言した2002年11月19日の閣僚決議と、さらに犯罪の予防及び取締りの基本構想により、タイ商務省(MOC)は、タイ全土の模倣品の撲滅に向けて他の関係機関と連携を継続的に取り、大きな成功を収めた。しかし、MOCとタイ警察の密接な協力によりコンパクトディスクの違反品(生産者及び小売御者)は大量に削減されたが、模倣品はいまだに残存している。

行使にかかる活動を効率化するため、商務省大臣(Mr.Wattana Muangsook)は、国内からすべての模倣品を組織的に排除するため民間からの援助を募るという政治的方針を開始した。タイ政府(RTG)、閣僚及びMOCの先の目的を成就し、権利者の役割及びすべての関連政府機関間の協力を強化及び促進し、効果的及び継続的にすべての関連機関で行使を行うため、以下の内容により模倣品の阻止及び押収に関する協力に関する覚書を交わすことが必要である。

1. The Thai Entertainment Content Trade Association
2. The Thai Magnetic Tape and Record Association
3. The Motion Picture Association of America
4. G-Patent Company Limited
5. GMM Grammy Public Company Limited
6. CVD International Company Limited
7. Selective Trademark Union (Thailand) Company Limited
8. Tilleke and Gibbins International Company Limited
9. Satyapon & Partners Limited
10. RS Promotion Public Company Limited
11. R.M.S. Studio & Multimedia Company Limited
12. Baker & McKenzie Limited
13. Asidas-Salomon AG
14. Rouse & Co. International (Thailand) Limited
15. Business Software Alliance
16. Sony Computer Entertainment Inc.
17. Nokia Corporation
18. The Royal Thai Police
19. The Department of Intellectual Property (DIP)

上記の政府機関、民間企業及び権利所有者は以下の目的及び詳細において模倣品の阻止及び押収に関する協力に関する覚書を締結することに合意した。

### 第1項：目的

- (1) 関係法規すべてを厳格に使用して著作権侵害に対し効果的でかつ継続的に対処し、政府機関と民間企業との協力関係を促進する。
- (2) 知的財産権(IPRs)の保護及び協力のため現存する関連法規を厳格にかつ最大限に活用する。
- (3) 著作権侵害に対するわれわれの対処方法を効果的にするような、新しくかつ体系的な行使の構造をあらたに開発及び促進する。

### 第2項：責務及び立法上の権限

-付録-

- 2.1項 知的財産を侵害する貨物の販売における、知的財産の侵害摘発及び抑制に関する情報を共同で収集する。
- 2.2項 民間組織が特定した管轄地域は以下の通りである。
- 2.2.1項 バンコク及びバンコクの近郊
- 著作権関連：
- (1) パッポン及びシーロムエリア
  - (2) スクンビットエリア ( Soi 3-9 )
  - (3) クロントム及びサパーンレックエリア
  - (4) バーンモーエリア
  - (5) パンティップエリア
  - (6) ジアランシットショッピングセンター
- 商標権関連：
- (1) パッポン及びシーロムエリア
  - (2) スクンビットエリア ( Soi 3-9 )
  - (3) マーブンクロンショッピングセンター
- 2.2.2項 地方
- 著作権及び商標権関連：
- (1) プーケット地方：パトン、カタ、カロンビーチエリア
  - (2) チェンマイ地方：ナイトバザール、コンピュータープラザアイコン、リンハママーケット
  - (3) チョンブリー地方：パタヤービーチエリア、チャトチャックチョンブリーマーケット、シーラチャー地方オヨピコンピュータープラザ
  - (4) ソンクラエ地方：ハジャイ地方、ヤンディー、サンチスック、キムヨンマーケット、ポーコーソーマーケット
- 2.3項 関連企業及び/あるいは被害を受けた権利所有者は、評価の目的のため、このMOUの証明に先立つRTGに対して、第2.2項に従って、対象の店/屋台の数及び場所を報告する。
- 2.4項 関連企業及び/あるいは被害を受けた権利所有者は、IPRの保護のための自らの責務を有することを認め、法的な関連手続きにおいて全面的に協力することを認めなければならない。
- 2.5項 関連企業及び/あるいは被害を受けた権利所有者は、IPRの行使及びタイ警察及び知的財産局に対して2.2項の地域及び日常の活動における権利行使に協力するため、必要な担当者を提供し、日常の活動で共同署名を行い、証拠を記録する。
- 2.6項 関連企業及び/あるいは被害を受けた権利所有者は、関連する組織の法規に基づき、著作権侵害の鎮圧のため、RTGに対して経済的な援助を行うことを認める。
- 2.7項 タイ警察は、関連法規すべてを使用して知的財産の違反者に対処する。
- 2.8項 店/屋台の著作権侵害物品の取り締まり目標は以下の通りである。
- (1) 2003年9月まで：50パーセントまで減少させる。
  - (2) 2003年10月まで：60から70パーセントまで減少させる。
  - (3) 2003年11月まで：80パーセント以上まで減少させる。
- 2.9項 各週の第一週までに2.8項に従った目的の期間的見積もりを行う。

-付録-

第3項：本覚書は期限が切れるまで有効である。各組織は、著作権侵害物品の押収のため、このMOUを共同で随時変更修正するものとする。

このMOUは、2003年9月12日に締結され、商務省局長（Mr.Wattana Muangsook）のもとで上記の19組織の代表者により署名及び立証された。各組織は本覚書のコピーを保管する。

( 覚書 3 )

### 覚書 3：関連政府組織における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書

( 2001年2月26日月曜日の議会での演説による ) タクシン首相の指導下におけるタイ政府 ( RTG ) の政治的方針のもとに、かつすべての知的財産権及び犯罪の予防を目的とした、タイ政府の強力でかつ迅速な声明を明言した2002年11月19日の閣僚決議に伴い、タイ商務省 ( MOC ) は、タイ全土の模倣品の撲滅に向けてタイ警察と連携を継続的に取り、大きな成功を収めた。さらに、財務省はタイ商務省 ( MOC ) とともに、合法的 CD 貨物に付するラベルの発行の可能性についての協力を求められている。

すべての関係組織が知的財産権 ( IPR S ) の効率及び協力を深めタイ政府 ( RTG ) の目的を成就させるために、すべての関係組織の努力を強化する新しいオペレーションモードが必要である。従って、すべての関連政府機関の間の協力を強化し促進するために、関連政府組織における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書を交わすことがすなわち必要である。

5. タイ警察
6. 消費者保護委員会局
7. 税関
8. 税務局
9. 行使局
10. 工業局
11. 外国貿易局
12. 国内貿易局
13. ビジネス開発局
14. 知的財産局
15. 特別事件捜査局
16. 首都電気公社
17. 地方電気公社

上記の 13 政府組織は以下の目的及び詳細において関連政府組織における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書を締結することに合意した。

#### 第 1 項：目的

- ( 1 ) 関係法規すべてを厳格に使用し、知的財産権 ( IPR S ) を効果的に行使し、さらに関係機関との協力関係を促進する。
- ( 2 ) 知的財産権に関する現存する関連法規を厳格に適用し、知的財産権 ( IPRs ) の行使活動の効率性を高めるための新しい手段を提案する。
- ( 3 ) 知的財産に携わる経営者のビジネス環境及び道徳をより向上させ、また消費者が著作権侵害から生じた貨物及び関連サービスに対し否定的な意識をもつよう促進する。
- ( 4 ) 貿易、工業及び技術上のシステムを発展促進するための IP システムを発展させる。

#### 第 2 項：責務及び立法上の権限

- ( 1 ) タイ警察は、刑法、知的財産権関連法、カセットビジネス及びテレビ媒体コントロール法、及びこれらの法律の規定に基づくその他の責務を遵守、保護及び行使する責務を有する。

-付録-

- (2) 消費者保護委員会局は、消費者保護法に基づくすべての貨物札の検査についての責務を有する。
- (3) 税関は、権利所有者の訴えに基づき、知的財産権（IPRs）を侵害している疑いのある輸出入品すべてについて、税関の規定した規程及び法律で規定する責務に基づき、引止め及び検査を行う責務を有する。
- (4) 税務局は、税務法に基づき税金に関する調査及び税金の収集を行う責務を有する。
- (5) 行使局は、法律に基づき貨物が正規であることを公式に証明する貨物札の生産の管理責務を有する。
- (6) 工業局は、工場法及びその法規に基づき工場の検査に関する責務限を有する。
- (7) 外国貿易局は、輸出入法に基づき、著作権侵害製品の輸出入だけでなく、カセットテープ、ビデオテープやコンパクトディスクの著作権侵害に使用される機械や部品の輸入に関する基準管理についての責務を有する。
- (8) 国内貿易局は、貨物及びサービスの値段関連法に基づき、カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオの小売業者の値段調査に関する責務を有する。
- (9) ビジネス開発局は、商業登録法に基づき、商業登記や会計管理に関する責務を有する。
- (10) 知的財産局は、すべての知的財産権侵害の摘発に協力する責務を有する。
- (11) 特別事件捜査局は、経済的、社会的、秘密、安全及び国の歳入に関する特別事件の保護、行使及び統制に関する責務を有し、国際的な組織的犯罪の抑制及び取り締まりを行う。
- (12) 首都電気公社は、首都電気法に基づき、首都バンコク地域における電気に関する生産、輸送、販売及びその他の活動に関する責務を有する。
- (13) 地方電気公社は、電気の生産、供給、輸送、販売や、電気付随するその他のビジネスで地方電気公社の利益となる活動に関する責務を有する。地方電気公社のサービスは、地方電気法(1960年)及びその他の関連法規に基づき、首都電気公社によるサービス地域を除く地域をいう。

### 第3項：覚書の適用範囲

3.1 タイ警察を全ての情報、ニュース及び知識のセンターとして活用することにより、知的財産権（IPRS）の行使に関する情報及びニュース(一般的あるいは専門的知識)を交換する。

3.2 各組織はそれぞれの法規に基づいて以下の協力を行う。

- (1) 小売業者及び販売業者への対処は、タイ警察、消費者保護委員会局、税関、税務局、国内貿易局、ビジネス開発局、知的財産局、行使局及び特別事件捜査局の管轄下で行う。
- (2) 商標及び特許権侵害に関わる工場や製造者への対処は、タイ警察、税関、税務局、工業局、ビジネス開発局、知的財産局、行使局及び特別事件捜査局、首都電気公社及び地方電気公社の管轄下で行う。

-付録-

(3) 著作権侵害に関わる工場及び製造者への対処は、タイ警察、税関、税務局、工業局、外国貿易局、ビジネス開発局、知的財産局、行使局、特別事件捜査局、首都電気公社及び地方電気公社の管轄下で行う。

- 3.3 すべての機関は、あらゆる活動における予算見積もりを共同して作成する。
- 3.4 すべての機関は、各自で活動計画を立てる。
- 3.5 最も効率のよい方法で協力して活動するために、特別捜査隊を設置する。
- 3.6 活動を迅速にかつ効率よく行うために、各関連組織から担当者を捻出する。
- 3.7 各機関は、適切な関連法規に従い必要に応じて組織外の担当者を任命する。

第4項：本覚書は期限が切れるまで有効である

本覚書は、2002年12月20日に締結され、首相のもとで上記の13組織の代表者により署名され立証された。各組織は本覚書のコピーを保管する。

(覚書 4)

#### 覚書 4：政府組織7機関における知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書

(2001年2月26日月曜日の議会での演説による)タクシン首相の指導下におけるタイ政府の政治的目的のもとに、すべての知的財産権及び犯罪の予防を目的とした、タイ政府の強力でかつ迅速な声明を明言した2002年11月19日の閣僚決議に伴い、タイ商務省(MOC)は、タイ全土の模倣品の撲滅に向けてタイ警察と連携を継続的に取り、大きな成功を収めた。MOCとタイ警察の密接な協力により、大量の数のコンパクトディスク関連侵害が激減したにもかかわらず、いまだに模倣品は存続している。従って、13の関連政府機関は2002年12月20日において、全関連政府機関の間の有効でかつ生産的な協力関係を築くため、知的財産侵害予防の共同活動に関する覚書を交わすことに合意する。

すべての関係組織が知的財産権(IPRS)の効率及び協力を深めRTGの目的を成就させるためだけでなく、すべての知的財産権(IPRS)の行使を強化し処々の手段の有効性を増加させるため(ケーブルテレビを通じた著作権侵害に対する保護を含む)、知的財産権の行使において政府組織間の理解と協力に関する覚書を交わすことがすなわち必要である。

1. タイ警察
2. 広報室
3. 知的財産局(DIP)
4. 首都電気公社
5. 地方電気公社
6. 税関
7. 税務局

上記の7政府組織は以下の目的及び詳細で覚書を締結することに合意した。

##### 第1項：目的

- (1) 関係法規すべてを厳格に使用して知的財産権(IPRS)を効果的に行使し、さらに関係機関との協力関係を促進する。
- (2) 現存する関連法規を厳格に適用し、知的財産権(IPRS)の行使活動の効率性を高めるための新しい手段を提案する。
- (3) 著作権侵害の摘発における効率性を高める、新しくかつ構造的な行使基準の設立を促進あるいは検討する。
- (4) 知的財産に携わる経営者がビジネスにおける道徳及び規範をより持ち、また消費者が著作権侵害から生じた貨物及びサービスを支援しないよう促進する。
- (5) 貿易、工業及び技術上のシステムを発展促進するためのIPシステムを発展させる。

##### 第2項：構造及び責務

- (1) タイ警察は、刑法、知的財産権関連法、カセットビジネス及びテレビ媒体コントロール法、及び法律の規定に基づくその他の責務を遵守、保護及び行使する責務を有する。

-付録-

- (2) 税関は、権利所有者の訴えに基づき、知的財産権（IPRS）を侵害している疑いのある輸出入品すべてについて、税関の規定した規程及び法律で規定する責務に基づき、引き留め及び検査を行う責務を有する。
- (3) 税務局は、税務法に基づき税金に関する調査及び税金の収集を行う責務を有する。
- (4) 知的財産局は、すべての知的財産権侵害の摘発に協力する責務を有する。
- (5) 首都電気公社は、首都電気法(1958年)に基づき、首都バンコク地域における電気に関する生産、輸送、販売及びその他の活動に関する責務を有する。
- (6) 地方電気公社は、電気の生産、供給、輸送、販売や、電気に付随するその他のビジネスで地方電気公社の利益となる活動に関する責務を有する。  
地方電気公社のサービスは、地方電気法(1960年)及びその他の関連法規に基づき、首都電気公社によるサービス地域を除く地域をいう。
- (7) 公報局は、ラジオ及びテレビ放送法に関する全ての規則に基づいてケーブルテレビの管理、統括、検査に関する責務を有する。

第3項：覚書の適用範囲

- 3.1 タイ警察を全ての情報、ニュース及び知識のセンターとして活用することにより、知的財産権（IPRS）の行使に関する情報及びニュース(一般的あるいは専門的知識)を交換する。
- 3.2 それぞれの組織は以下の法規に従って協力して活動を行うものとする。
  - (1) タイ警察、税関、税務局、知的財産局、首都電気公社、地方電気公社、公報局の関連組織の担当者を使用して、ホテル、コンドミニアム、アパート、その他国家規模のオフィスのケーブルテレビの主な加入者に協力を求める。
  - (2) 他人の著作権侵害に使われた工場及び製造者、設備についての対処は、タイ警察、税関、税務局、知的財産局、首都電気公社、地方電気公社の管轄下で行う。
- 3.3 すべての活動における予算の見積もりは理にかなったものでなければならない。
- 3.4 すべての機関で各自計画を立てる。
- 3.5 最も効率のよい方法で協力して活動するために特別捜査隊を設置する。
- 3.6 活動を迅速にかつ効率よく行うために各関連組織から担当者を捻出する。
- 3.7 各機関は、適切な関連法規に従い必要に応じて組織外の担当者を任命する。

第4項：本覚書は期限が切れるまで有効である

本覚書は、2003年5月6日に締結され、上記の7組織の代表者により署名及び立証された。各組織は本覚書のコピーを保管する。

## 索引

### T

TRIPS 協定 ..... 1, 2, 3, 9, 10, 17, 19, 20, 36

### I

意匠権 ..... 1, 2

### E

営業秘密 ..... 1

### O

押収 1, 3, 4, 5, 20, 22, 28, 29, 30, 31, 32, 33,  
34, 35, 36, 37, 38, 50, 51

### K

海賊版 ..... 20, 33, 34, 35, 36, 37, 48, 50, 51

### K

救済措置 ..... 3, 6, 10, 16

### K

検査 .. 2, 3, 4, 5, 6, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 18,  
19, 21, 22, 25, 26, 28, 29, 30, 31, 34, 35,  
36, 37, 38, 49, 51

### S

差し止め 1, 3, 4, 5, 10, 11, 13, 14, 15, 18, 19,  
22, 25, 26, 28, 35, 36, 37

### S

集合標章 ..... 7

集積回路 ..... 1, 2, 18

種苗法 ..... 1

商標 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 14, 15, 17,  
18, 20, 21, 22, 24, 32, 33, 35, 36, 37, 48,  
50, 51, 52

商務省 ..... 4, 5, 6, 11, 17, 20, 22, 35, 49

証明標章 ..... 7

### S

税関 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15,  
17, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 25, 26, 27, 28,  
29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39,  
40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 51, 52

政策 ..... 28, 29, 48

### T

脱税品 ..... 6, 20, 37

担保 ..... 2, 3, 6, 9, 12, 18

### T

著作権 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 11, 13, 14, 15,  
17, 18, 19, 20, 22, 25, 26, 27, 32, 33, 34,  
35, 36, 37, 48, 50, 51, 52

著作隣接権 ..... 1

著名商標 ..... 22

地理的表示 ..... 1, 48

鎮圧局 ..... 3, 31

### T

通関 1, 2, 3, 4, 5, 6, 18, 19, 20, 22, 25, 28, 29,

30, 31, 35, 37, 40, 42

と

特許 ..... 1, 2, 5, 6, 11, 21, 32, 48

は

賠償 ..... 2, 3, 6, 9, 14, 19

破棄 ..... 20

ふ

不正商標 1, 2, 3, 10, 17, 19, 20, 22, 32, 33, 35,  
36, 37, 52

物品輸出入法 ..... 4

ほ

報奨金 ..... 20, 50

保証金 ..... 5, 6, 18, 37

み

密輸品 ..... 4, 17, 20, 32, 33, 34, 37, 44, 47

も

模倣 ..... 5, 6, 7, 10, 12, 14, 17, 22

**【特許庁委託】**

タイ税関の役割

**【著者】**

S&I International Bangkok Office

**【発行】**

日本貿易振興機構 経済分析部

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2004年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2004年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。